第３次海津市男女共同参画プラン

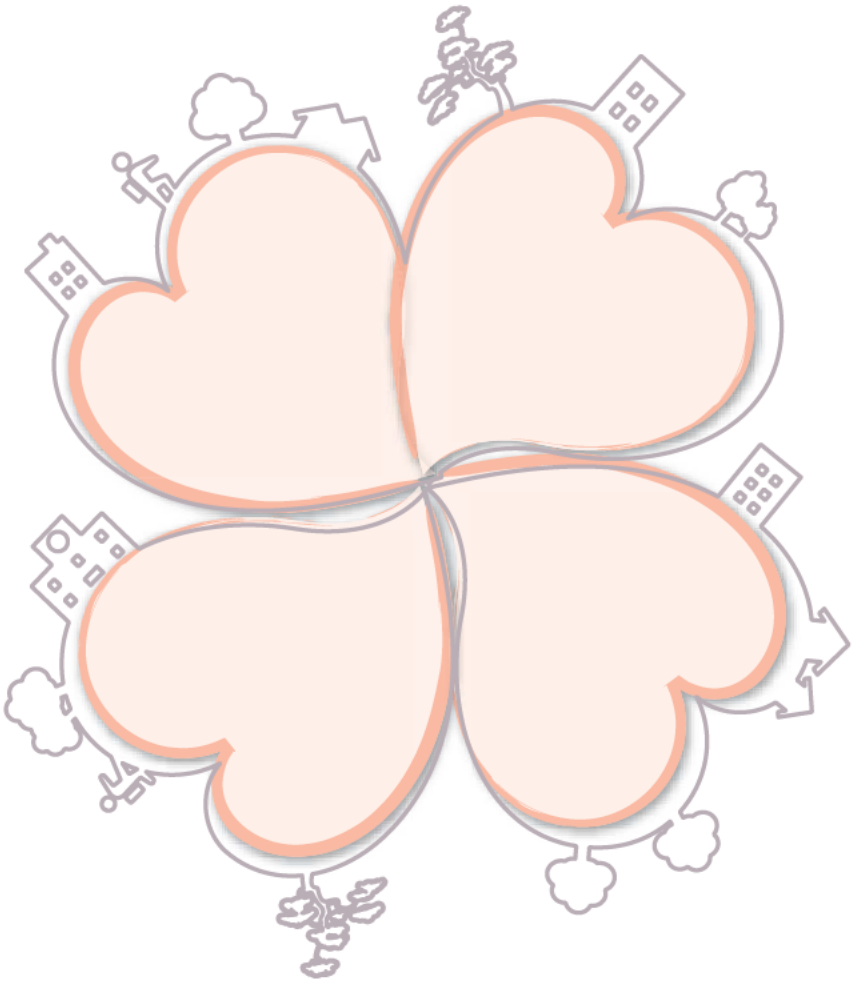

平成 29 年3月

海　　津　　市

はじめに

近年、少子高齢化が急速に進み、人口の減少、地域活力の低下、家族形態やライフスタイルの多様化など社会情勢が急激に変化する中で、活力に富んだ活気ある社会を形成していくためには、男性と女性が対等なパートナーとして認め合い、互いの人権を尊重することであらゆる場面、分野において個々の個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が大きな課題となっています。

海津市では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成１９年３月に「海津市男女共同参画プラン」を策定し、平成２０年４月に男女共同参画の基本理念を定めた「海津市男女共同参画推進条例」を制定しました。

その後、平成２４年３月に「第２次海津市男女共同参画プラン」を策定し、引き続き積極的に施策を推進してきましたが、既に５年が経過します。

そうしたこともあり、経済、社会情勢の変化や新たな課題に対応し、より一層男女共同参画社会の実現に取り組んでいくための指針とするために「第３次海津市男女共同参画プラン」を策定しました。

今回のプランでは、男女共同参画基本法をはじめとした男女共同参画に関連するあらゆる法律に基づきまた、関連する諸計画との整合性を図り、総合的且つ男女共同参画に関連する施策を重点的に推進する計画となっています。

中でも、女性の活躍推進法に関連し「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進、近年、日本各地で大規模災害が発生していることを踏まえて「男女共同参画の視点に立った減災・防災」の推進を新しく盛り込みまた、重大な人権侵害であり、社会問題でもあるＤＶについては、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」として基本的な取り組みに位置づけ、配偶者からの暴力の防止、被害者からの相談対応や被害者の安全確保及び自立支援、支援体制の充実などの総合的な推進を図ることができる計画となっています。

最後になりますが、プランの策定にあたり貴重な意見をいただきました海津市男女共同参画推進審議会委員をはじめ関係各位に心から感謝申し上げますとともに市民の皆さま、団体、企業と協調連携し、積極的に男女共同参画を推進して参りますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成２９年３月

海津市長　松永 清彦

目 次

第１章　プランの策定にあたって ····· 1
　１　プラン策定の趣旨 ····· 1
　２　男女共同参画に関する社会の動向 ····· 2
　３　プランの性格 ····· 6
　４　プランの期間 ····· 7

第２章　計画の基本的な考え方 ····· 8
　１　基本理念 ····· 8
　２　基本目標 ····· 8
　３　計画の体系 ····· 10

第３章　プランの内容 ····· 12
　１　男女がともに尊重し合える意識づくり ····· 12
　　（１）男女共同参画に関する意識啓発 ····· 12
　　（２）男女平等教育などの推進 ····· 16
　　（３）女性等に対するあらゆる暴力の根絶（ＤＶ防止計画） ····· 19
　２　男女がいきいきと活躍する環境づくり ····· 23
　　（１）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ····· 23
　　（２）女性の活躍推進（女性活躍推進計画） ····· 26
　　（３）働く場における男女共同参画の促進 ····· 29
　３　男女がともに担う地域社会づくり ····· 33
　　（１）政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大 ····· 33
　　（２）家庭生活と地域活動への男女共同参画の促進 ····· 35
　　（３）男女共同参画の視点に立った防災・減災対策の推進 ····· 38
　４　すべての男女が安心して生活できるまちづくり ····· 39
　　（１）生涯を通じた健康づくりの支援 ····· 39
　　（２）安心して生活できる支援の充実 ····· 43
　５　プラン推進のための体制づくり ····· 45
　　（１）施策推進体制の整備 ····· 45
　　（２）市民・市(行政)・事業所の連携 ····· 49

参考資料 …… 50
１　用語集 …… 50
２　男女共同参画社会基本法 …… 54
３　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 …… 57
４　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 … 61
５　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 …… 67
６　海津市男女共同参画推進条例 …… 73
７　海津市男女共同参画行政推進委員会設置要綱 …… 75
８　平成 28 年度行政推進委員会委員名簿 …… 77
９　平成 28 年度行政推進委員会幹事会委員名簿 …… 78
10　海津市男女共同参画推進審議会規則 …… 79
11　平成 27 年度海津市男女共同参画推進審議会委員名簿 …… 80
12　平成 28 年度海津市男女共同参画推進審議会委員名簿 …… 81

第1章　プランの策定にあたって

1　プラン策定の趣旨

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、このような男女共同参画社会の実現は 21 世紀における最重要課題として位置づけています。

こうしたことから、海津市では、海津市男女共同参画推進条例（平成 20 年４月１日施行）に男女共同参画基本計画の策定を義務づけ、個人としての能力を十分発揮して、社会のあらゆる分野において対等に参画することができる男女共同参画社会の実現をめざして、「海津市男女共同参画プラン（平成 19 年度～平成 23 年度）」を策定し、平成 23 年度には「第２次海津市男女共同参画プラン（平成 24 年度～平成 28 年度）」として見直しを行いながら、男女共同参画に関する施策を推進してきました。

近年では、共働きや単身、ひとり親世帯の増加などの家族形態の変化、個人の価値観やライフスタイルの多様化など社会情勢が大きく変化したことから、男女共同参画を進める上でもより広い分野で、よりきめ細かな施策が求められるようになりました。

今回、「第２次海津市男女共同参画プラン」の策定から、５年が経過することから、計画の実績等を基に本市の特徴を捉え、課題に的確に対応し時代に即した男女共同参画に関する施策を計画的に推進するため、「第３次海津市男女共同参画プラン」を策定します。

2　男女共同参画に関する社会の動向

	世界の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
1975 年 (昭和 50 年)	・「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択 ・国際婦人年 (目標：平等、発展、平和)	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催 ・婦人問題担当室設置 (内閣総理大臣官房審議室)		
1976 年 (昭和 51 年)	・「国連婦人の十年」始まる (～１９８５年)	・「女子教育職員、看護婦、保母等を対象とした育児休業法」施行		
1977 年 (昭和 52 年)		・「国内行動計画」策定 ・「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」策定	・民生部児童家庭課に婦人問題担当窓口設置 ・婦人問題連絡会議設置	
1979 年 (昭和 54 年)	・第 34 回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		・環境部県民生活課に婦人問題担当配置 ・第Ⅰ期婦人問題懇話会設置	
1980 年 (昭和 55 年)	・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 ・「国連婦人の十年」中間年世界会議」(コペンハーゲン)	・「女子差別撤廃条約」署名		
1981 年 (昭和 56 年)	・国際労働機関(ＩＬＯ)総会「第１５６号条約(家族的責任を有する労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」採択 ・「女子差別撤廃条約」発効	・「民法及び家事審判法」改正【同年施行】 ・「国内行動計画後期重点目標」策定	・「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」(第Ⅰ期婦人問題懇話会)	
1982 年 (昭和 57 年)			・第Ⅱ期婦人問題懇話会設置 ・総務部青少年婦人課に婦人問題担当設置	
1983 年 (昭和 58 年)			・「婦人問題に関する県民の意識調査」の実施	
1984 年 (昭和 59 年)	・「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界会議のための国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）地域政府間準備会議（東京）	・「国籍及び戸籍法」改正（父母両系血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女統一化）【施行昭６０】	・第Ⅰ期婦人問題推進会議設置 ・「家庭生活における婦人の地位向上に関する提言」(第Ⅱ期婦人問題懇話会)	
1985 年 (昭和 60 年)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議」開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 ・ILO 総会「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択	・「男女雇用機会均等法」成立【施行昭６１】 ・「女子差別撤廃条約」批准 ・「国民年金法」改正（すべての女性の年金権確立）【施行昭和６１】 ・「労働基準法」改正（母性保護の措置の拡充等）【施行昭６１】		
1986 年 (昭和 61 年)		・婦人問題企画推進本部拡充 ・婦人問題企画推進有識者会議開催	・「岐阜県婦人行動計画」策定 ・第Ⅱ期婦人問題推進会議設置	
1987 年 (昭和 62 年)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 ・配偶者特別控除制度の創設		
1988 年 (昭和 63 年)				

	世界の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
1989 年 (平成元年)		・「新学習指導要領」告示 （家庭科教育における男女同一の教育課程の実現）	・女性の世紀 21 委員会設置	
1990 年 (平成 2 年)	・ナイロビ将来戦略見直し勧告採択			
1991 年 (平成 3 年)		・「育児休業法」成立（男女とも取得可能）【施行平４】 ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」改定	・「調査研究報告書」（女性の世紀 21 委員会）	
1992 年 (平成 4 年)		・婦人担当大臣設置	・「どう変わればいい女性と男性県民意識調査」実施	
1993 年 (平成 5 年)	・「世界人権会議」開催（ウィーン） ・女性の人権擁護を強調した「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・第４８回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・中学校での家庭科男女必修完全実施 ・「男女共同参画型社会づくりに向けての推進体制の整備について」婦人問題企画推進本部決定 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」成立【同年施行】	・「男女共同参画型社会をめざしての提言」（女性の世紀 21 委員会）	
1994 年 (平成 6 年)		・高等学校での家庭科の男女必修、学年進行により実施 ・総理府に男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置	・「女と男のはぁもにぃプランーぎふ女性行動計画ー」策定 ・岐阜県男女共同参画社会づくり推進本部設置 ・女性サロン開設	
1995 年 (平成 7 年)	・「第４回世界女性会議」（北京）開催 ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・ILO 第 156 号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）批准 ・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化等）【介護休業制度義務化平１１】	・第１回「女と男のはぁもにぃフォーラム」開催	
1996 年 (平成 8 年)		・男女共同参画推進連携会議発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・総務部女性政策室を総務部女性政策課に改称	
1997 年 (平成 9 年)		・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」改正（募集・採用等の差別の禁止等）【全面施行平１１】 ・「労働基準法」改正（女性の時間外・休日労働等の規制の解消等）【全面施行平１１】 ・「育児休業法」改正（育児・介護を行う一定の範囲の男女労働者の深夜業制限の権利を創設）【施行平１１】	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	
1998 年 (平成 10 年)		・「労働基準法」改正（男女共通の時間外労働の限度の制限）【施行平１１】	・「第３次ぎふ女性行動計画への提言」（女性の世紀 21 委員会）	
1999 年 (平成 11 年)		・「男女共同参画社会基本法」成立【施行平１３】	・「ぎふ男女参画プラン」策定 ・組織改正により地域県民部男女共同参画課を設置	

	世界の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
2000 年 (平成 12 年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク ・「政治宣言及び成果文書」採択	・「ストーカー規制法」成立【同年施行】 ・「男女共同参画基本計画」閣議決定	・「女性に対する暴力に関する調査」実施	
2001 年 (平成 13 年)		・男女共同参画会議設置 ・内閣府男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）成立【全面施行平成 14】 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ・「育児休業法」改正（対象となる子の年齢の引き上げ）【全面施行平１４】		
2002 年 (平成 14 年)			・「ぎふ男女共同参画プラン」一部改訂 ・組織改正により地域県民部男女共同参画室に名称変更 ・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	
2003 年 (平成 15 年)		・「次世代育成支援対策推進法」【公布・同年施行】 ・「少子化社会対策基本法」【公布・同年施行】	・「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」【公布・全面施行平１６】 ・第１回男女共同参画推進強調月間（１１月）	
2004 年 (平成 16 年)		・「DV 防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定【同年施行】 ・「育児・介護休業法」改正【施行平１７】	・岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会設置 ・「岐阜県男女共同参画計画」策定	
2005 年 (平成 17 年)	・第４９回国連婦人の地位委員会国連「北京＋１０」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ・「男女共同参画基本計画（第２次）」閣議決定		・旧海津郡３町（海津町・平田町・南濃町）が合併し「海津市」が誕生 ・合併による組織改正により企画部企画政策課青少年女性政策係設置 ・男女共同参画に関する市民アンケート調査実施
2006 年 (平成 18 年)		・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 ・「男女雇用機会均等法」改正（間接差別の禁止）【施行平１９】 ・「国の審議会等における女性委員の登用促進について」男女共同参画推進本部決定	・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本画」策定 ・組織改正により環境生活部男女参画少年課に男女共同参画担当設置	・男女共同参画に関する事業所及び職員アンケート調査実施 ・「海津市男女共同参画プラン」策定
2007 年 (平成 19 年)		・「DV 防止法」改正【施行平２０】 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「パートタイム労働法」改正【施行平２０】	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	

	世界の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
2008 年 (平成 20 年)		・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・DV 防止法に基づく基本方針の策定		・海津市男女共同参画推進条例施行 ・海津市男女共同参画推進審議会設置
2009 年 (平成 21 年)			・「岐阜県男女共同参画計画（第２次）」策定 ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第２次）」策定	
2010 年 (平成 22 年)		・「第３次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定		・海津市のまちづくりに関するアンケート調査実施（市民・事業所・市職員）
2011 年 (平成 23 年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」正式発足			・「第２次海津市男女共同参画プラン」策定
2012 年 (平成 24 年)	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	
2013 年 (平成 25 年)		・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ ・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」改正【施行平 26 年】 ・「DV 防止法」改正【施行平２６】		
2014 年 (平成 26 年)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		・「岐阜県男女共同参画計画（第３次）」策定 ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第３次）」策定 ・組織改正により、健康福祉部に子ども・女性局子ども女性政策課設置	・組織改正により市民環境部市民活動推進課市民協働係新設
2015 年 (平成 27 年)	・第 59 回国連婦人の地位委員会／「北京＋20」記念会合	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 ・「第４次男女共同参画基本計画」閣議決定	・組織改正により健康福祉部子ども・女性局に女性の活躍推進課設置	・海津市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査実施
2016 年 (平成 28 年)				・海津市男女共同参画に関する職員意識調査実施
2017 年 (平成 29 年)				・「第３次海津市男女共同参画プラン」策定

3　プランの性格

プランは、次に掲げる計画として位置づけます。

（１）男女共同参画社会基本法第 14 条第３項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画

（２）海津市男女共同参画推進条例第 11 条第１項に基づき、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、現行の第２期プランを継続、発展させる基本的な計画

（３）海津市第２次総合計画や他の個別の計画との整合性をもたせた計画

（４）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」（平成２７年法律第６４号）という。）第６条第２項に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）を含む計画

（５）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV 防止法」という。）第２条の３第３項に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「DV 防止計画」という。）を含む計画

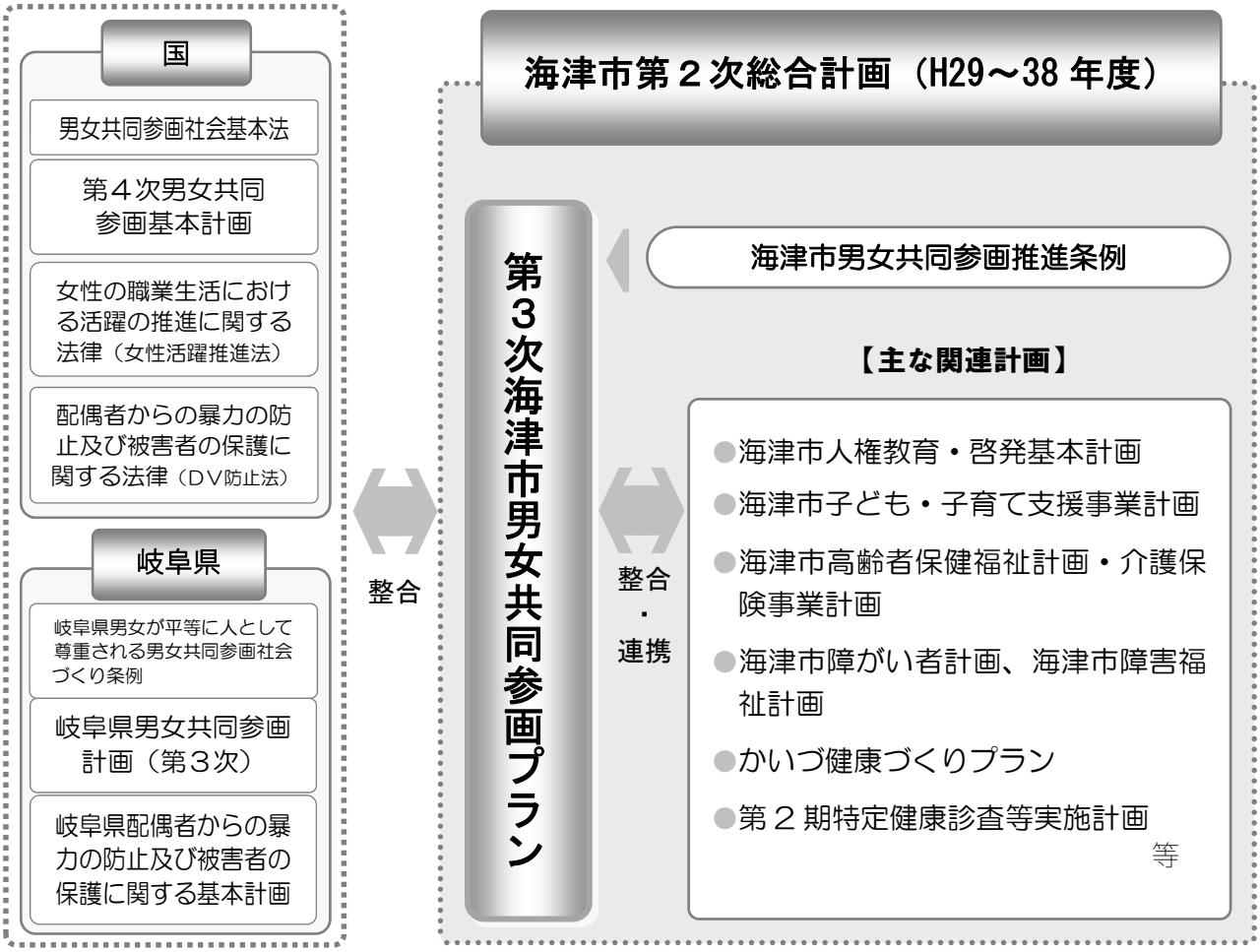

４　プランの期間

このプランの期間は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの５年間とします。

ただし、期間内にあっても事業の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じた見直しを行います。

第2章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

海津市が目指すべき男女共同参画社会は、「女性も男性もお互いがその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、男女が人として輝いて生きることができる社会」です。本計画の基本理念においては、第２次計画の基本理念を踏襲し、女性も男性も性別に関わりなく、人として認め合うという意味をこめて「女(ひと)と男(ひと)がともに輝くまちづくり」とします。

基本理念

女(ひと)と男(ひと)がともに輝くまちづくり

2　基本目標

基本理念を実現するため、５つの基本目標に沿って施策に取り組んでいきます。

基本目標１　男女がともに尊重し合える意識づくり

男女がともに男女共同参画に関する認識を深められるよう、さまざまな機会を通してわかりやすく広報・啓発活動を行います。

さらに、生涯にわたっては学校や家庭、地域などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

また、市民の一人ひとりがいかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識をもち、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すとともに、被害者が、安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制を整備します。

基本目標２　男女がいきいきと活躍する環境づくり

「女性の活躍推進」と「働き方改革」のために、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が重要です。そして、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、職場では、仕事の内容や賃金・待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくし、男女ともに安心して働くことが確保される環境づくりを進めます。

基本目標３　男女がともに担う地域社会づくり

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための働きかけを行うとともに、男女がともに責任をもって家庭、地域活動を担い、さまざまな分野に参画できるよう意識啓発と環境整備を進めます。さらに、男女共同参画の視点を持った、防災などにおける災害時の支援の充実を図ります。

基本目標４　すべての男女が安心して生活できるまちづくり

健康で安心して暮らせるまちをつくることは、男女共同参画社会を実現する上で重要です。健康づくりを心身両面から支援するほか、生涯を通じて健やかに安心して暮らすための体制づくりを行います。

また、高齢者や障がいのある人、さらに、ひとり親家庭等生活上の困難に陥りやすい人々に対し各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援を充実し、安心して暮らせる環境整備を進めます。

基本目標５　プラン推進のための体制づくり

男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっており、市関係部署の連携を強化し、庁内推進体制の充実を図ります。また、「海津市男女共同参画推進条例」に基づき、市、市民、事業者、教育関係者等がそれぞれの役割を担うとともに、連携、協働を図ることで男女共同参画を推進します。

3　計画の体系

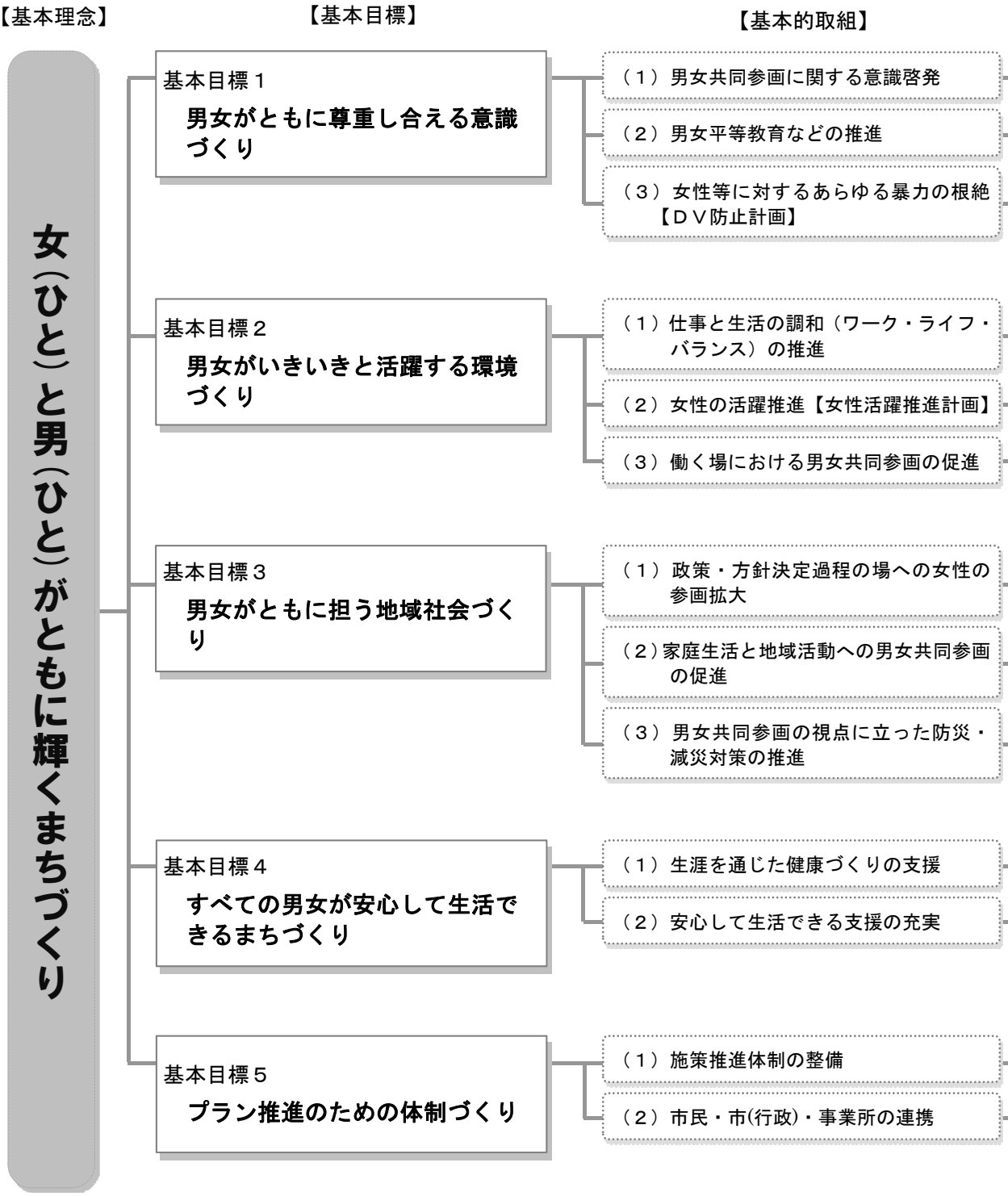
【基本理念】
【基本目標】
【基本的取組】
女（ひと）と男（ひと）がともに輝くまちづくり
基本目標１
男女がともに尊重し合える意識づくり
（１）男女共同参画に関する意識啓発
（２）男女平等教育などの推進
（３）女性等に対するあらゆる暴力の根絶【ＤＶ防止計画】
基本目標２
男女がいきいきと活躍する環境づくり
（１）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
（２）女性の活躍推進【女性活躍推進計画】
（３）働く場における男女共同参画の促進
基本目標３
男女がともに担う地域社会づくり
（１）政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大
（２）家庭生活と地域活動への男女共同参画の促進
（３）男女共同参画の視点に立った防災・減災対策の推進
基本目標４
すべての男女が安心して生活できるまちづくり
（１）生涯を通じた健康づくりの支援
（２）安心して生活できる支援の充実
基本目標５
プラン推進のための体制づくり
（１）施策推進体制の整備
（２）市民・市(行政)・事業所の連携

【施策の方向】

① 人権意識を高める啓発活動の充実	② 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実
① 男女平等を推進する教育の充実	② 男女共同参画に関する学習機会の充実
① あらゆる暴力を予防するための啓発活動の充実	② 被害者の救済体制の強化
① 育児との両立支援策の充実	② 介護との両立支援策の充実
① 女性の職業能力発揮のための支援	② ライフスタイルに応じた多様な働き方の支援
① 男女の均等な雇用機会の確保と推進	② 農林漁業、商工自営業等における家族就労者の労働環境の改善
① 審議会、委員会等への女性の参画推進	② 女性の人材の発掘と育成
① 地域活動等への参画促進	② 団体・グループ間の交流促進
① 地域防災・減災活動への参画促進	
① 男女の健康づくりへの支援	② 母性の保護と母子保健の充実
① 高齢者や障がいのある人等の自立支援	② ひとり親家庭への支援の充実
① プランの進行管理体制の確立	② 市職場における男女共同参画の推進
① プランに基づく行動の促進	

第3章　プランの内容

1　男女がともに尊重し合える意識づくり

（１）男女共同参画に関する意識啓発

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、社会の基礎的単位である家庭や地域は重要な役割を果たします。

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について、肯定する人（「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した人）は 30.8%、否定する人（「どちらかといえばそう思わない」または「そう思わない」と回答した人）は 34.8%となっています。平成 22 年度調査と比較すると、肯定する人の割合が約 8 ポイント減少しており、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識の解消が徐々に図られていますが、性別でみると、以前と女性に比べ男性で肯定する人が 8 ポイント程度高く、性別役割分担意識が強い傾向がうかがえます。

図　「男は仕事、女は家庭」という考え方について

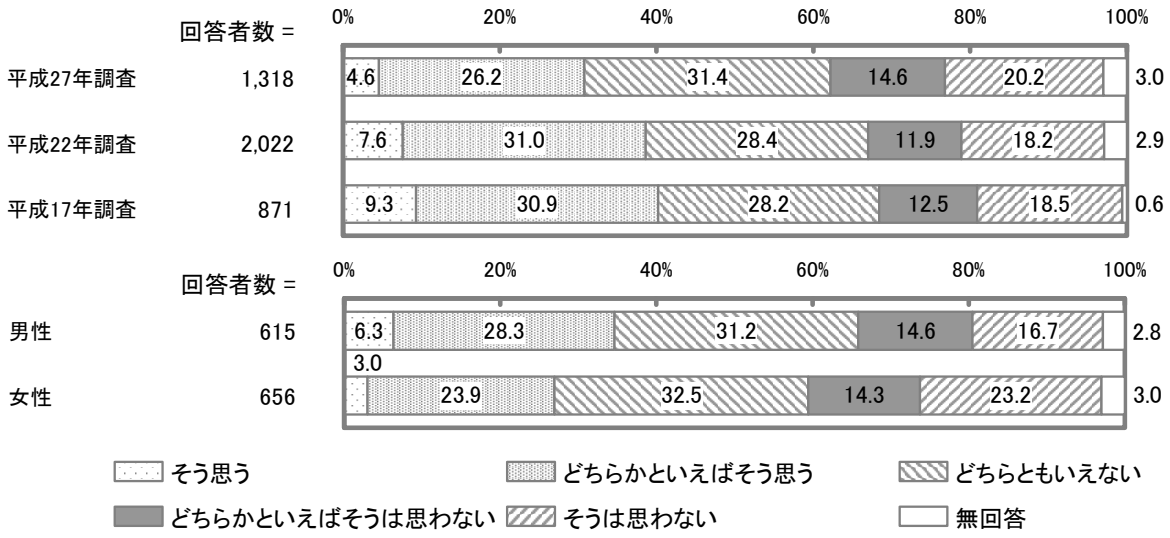

資料：海津市市民意識調査（平成 27 年度）

また、各分野における男女の平等感についての市民意識調査結果をみると、すべての分野で男性に比べ女性で男性が優遇されていると思う割合が高くなっています。そのため、今後も引き続いて、男女平等意識のさらなる啓発を進め、固定的性別役割分担意識の払拭を図る必要があります。

図　各分野における男女の平等感について

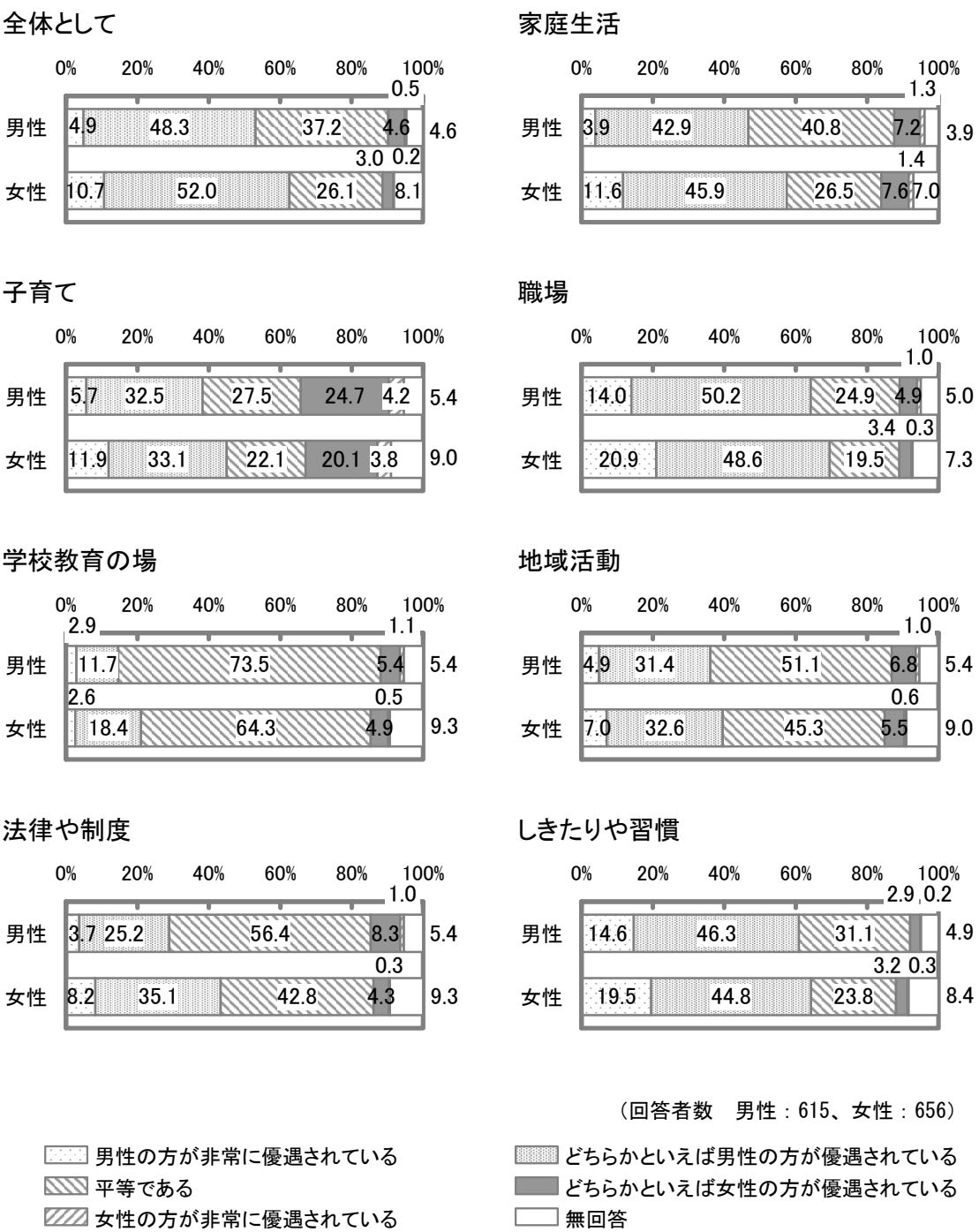

（回答者数　男性：615、女性：656）

資料：海津市市民意識調査（平成 27 年度）

方　向　性

人権尊重を基盤にした男女平等意識の更なる啓発を進め、固定的な性別役割分担意識の払拭を図るとともに、意識改革を促すための広報・啓発活動を推進していきます。

施策の方向①　人権意識を高める啓発活動の充実

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、人権に関する情報提供や啓発活動の充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
人権に関する講演会等の開催	正しい認識と関心を高め、人権に関する意識啓発のための講演会等を開催します。また、研修会等への参加を促進し、人権に関する意識の高揚を図ります。	市民活動推進課
人権に関するパンフレット等の配布	人権に関するパンフレットを配布し、情報提供や意識啓発を行います。	市民活動推進課
人権相談窓口の開設	市民を対象に人権相談窓口を月３回実施します。また、広報紙、ホームページ等を活用し、人権擁護委員制度と人権相談窓口の周知を図ります。	市民活動推進課
人権に関する標語・ポスターの募集及び啓発	人権・同和問題啓発のため、市内小学６年生を対象に標語を、中学１年生を対象にポスターを募集し、優秀作品をクリアファイルにして配布します。	市民活動推進課 社会教育課
人権啓発リーフレットの作成	各種相談日や標語等をとりまとめた海津市版人権啓発リーフレットを作成し、意識啓発を行います。	市民活動推進課

市民・地域・事業者等の取組
○男女共同参画を含めた人権に関する講演会等に積極的に参加しましょう。 ○人権について関心を持ち、女性問題をはじめ、さまざまな人権問題への理解を深めましょう。

施策の方向②　男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

性別に基づく固定的な役割分担意識の解消や男女共同参画に関する認識を深めるため、さまざまな機会を通じて広報・啓発活動を充実します。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
広報紙、ホームページ等による啓発	広報紙、ホームページ等を活用し、男女共同参画に関する情報提供や意識啓発を行います。また、国の男女共同参画週間、岐阜県の男女共同参画強化月間等に合わせて啓発等を行います。	市民活動推進課
男女共同参画に関するセミナー等のイベント開催	男女共同参画に関する意識啓発のためセミナー等を開催します。	市民活動推進課
男女共同参画の視点に立った広報・刊行物の発行	男女共同参画の視点に立った適切な表現がなされた広報物の発行に努めるように啓発を行います。	市民活動推進課
国際感覚を高める啓発	在住外国人が暮らしやすくなるよう市民に対して、関係団体と連携し、国際感覚を高める意識啓発を行います。	市民活動推進課
男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画に関するニュースや情報を希望する審議会委員及び市民にメールで配信します。	市民活動推進課
性的少数者（性的マイノリティ）に関する情報提供、広報活動の実施	性的少数者（性的マイノリティ）に関する知識や理解を深めるための情報提供や広報活動を行います。	市民活動推進課

市民・地域・事業者等の取組
○男女共同参画に関する講座やイベントなどに積極的に参加し、男女共同参画について考えましょう。 ○「男性」、「女性」と決めつけず、一人ひとりの個性や特性に応じて接しましょう。 ○家庭や地域、職場で性別による固定的役割分担意識を解消しましょう。 ○事業者は、男女共同参画や女性の活躍促進について関心を持ち、従業員に対する啓発・教育を進めましょう。

（２）男女平等教育などの推進

現状と課題

本市は、男女共同参画推進プランに沿って、教職員の研修の充実、学習内容や指導方法、進路指導における男女平等意識の啓発などに取り組んでいます。

市民意識調査では「学校教育の場」での男女の平等感は、他の分野と比べて大変高くなっています。さらに、男女共同参画社会を推進するためには、男女平等の視点にたった家庭教育や学校教育等の充実が望まれています。

図　学校教育の場での男女の平等感について

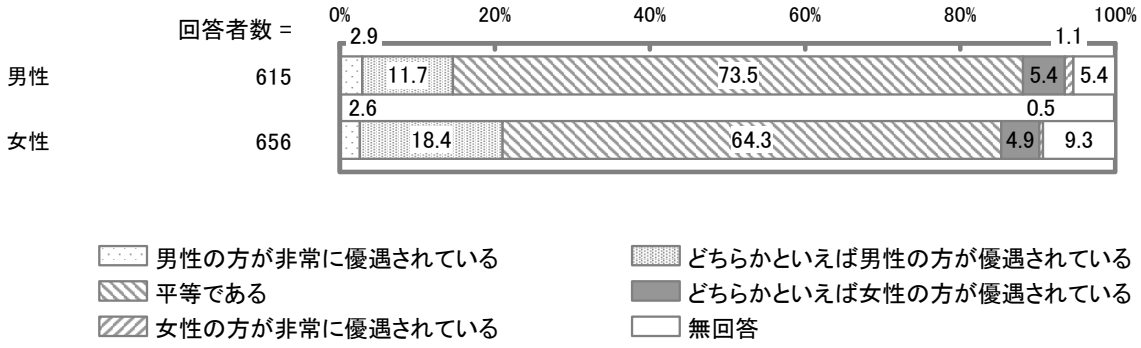

資料：海津市市民意識調査（平成 27 年度）

方　向　性

子どもたちが、男女平等・男女共同参画に対する意識を持ち、自らの意思によって多様な生き方が選択できるような教育・学習を推進していきます。また、教職員・保育士等が男女平等の意識を持って子どもたちを指導できるよう、適切な研修を実施していきます。

また、市民を対象に男女共同参画の意識を高めるための学習講座の開催に努めます。

施策の方向①　男女平等を推進する教育の充実

学校教育及び社会教育において、子どもの発達段階に応じて男女平等観の形成を図り、一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動できる教育を推進するとともに、保護者にも、男女平等教育について理解し実践していただけるように働きかけを強化します。

また、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解できるよう、研修等を実施します。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
男女共同参画に関する出前講座の実施	男女共同参画意識の高揚を図るため、希望するグループ・団体に対して、出前講座を実施します。	市民活動推進課
男女平等を推進する教育の実施	学校において道徳、特別活動、総合的な学習の時間やこども園・幼稚園・保育園の活動時において男女の特性が発揮されるように配慮し、男女平等を推進する教育を実施します。	学校教育課 こども課
教職員に対する研修等の開催	教職員等指導者を対象に、男女平等についての研修を実施し、児童生徒の人権感覚を高める指導援助を充実させることで、その実践に努めます。	学校教育課
保護者に対する男女共同参画の働きかけ	保護者に対して、地域や家庭、子育てにおける男女平等意識を高めるよう学校教育の立場からの働きかけを行います。	学校教育課
公立中学校における職場体験の実施	各事業所との連携により、子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進します。	学校教育課

市民・地域・事業者等の取組
○男女共同参画に関する学習の場に積極的に参加し、理解を深めましょう。 ○性別にとらわれず、一人ひとりの個性に応じた進路選択をしましょう。

施策の方向②　男女共同参画に関する学習機会の充実

男女共同参画に関する学習機会の充実を図るとともに、男女共同参画社会に関する情報の収集や学習環境の整備に努めます。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
各種講座･セミナーの開催及び男女共同参画の視点による運営	学びたい市民を対象にテーマ別講座・連続講座等を開催します。講座等の運営にあたり、以下の点について留意して運営します。 ・学びたい市民のニーズを大切にした講座を設定できるように努めます。 ・できるだけ参加しやすい日時や時間を設定できるように努めます。 ・受講生に対しては、役割分担等において、平等となるように努めます。 ・男女共同参画の視点に立った学習機会の提供や情報提供に努めます。	社会教育課
図書館における男女共同参画に関するコーナーの設置及び関連書籍の貸し出し	図書館に男女共同参画に関するコーナーを設置し、関係書籍の貸し出しを行います。	図書館
高齢男女の社会参画と学習機会の提供	団塊世代が高齢化を迎えるにあたり、セカンドライフをより充実したものにするために男女共同参画の視点に立った学習機会の提供や情報提供を行います。	高齢介護課 社会教育課

市民・地域・事業者等の取組
○男女共同参画に関心を持ち、自ら情報を取得しましょう。 ○男女共同参画に関する学習の場に積極的に参加し、理解を深めましょう。

（３）女性等に対するあらゆる暴力の根絶（ＤＶ防止計画）

現状と課題

配偶者などからの暴力（ＤＶ）による被害の相談件数が全国的に増加しています。

DV は、外部からの発見が困難な家庭内で行われる場合が多いため潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

市民意識調査では、配偶者等から約１割の人が大声でどなられたり、暴言を吐かれたことがあり、男性に比べ、女性で何らかの暴力を受けている割合が高くなっています。ＤＶ防止法の制定や国、県の基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられていることから、正しい知識の普及が今後も必要であり、「どのような暴力も絶対に許さない」という意識の醸成が求められます。

図　配偶者や恋人から受けた経験について

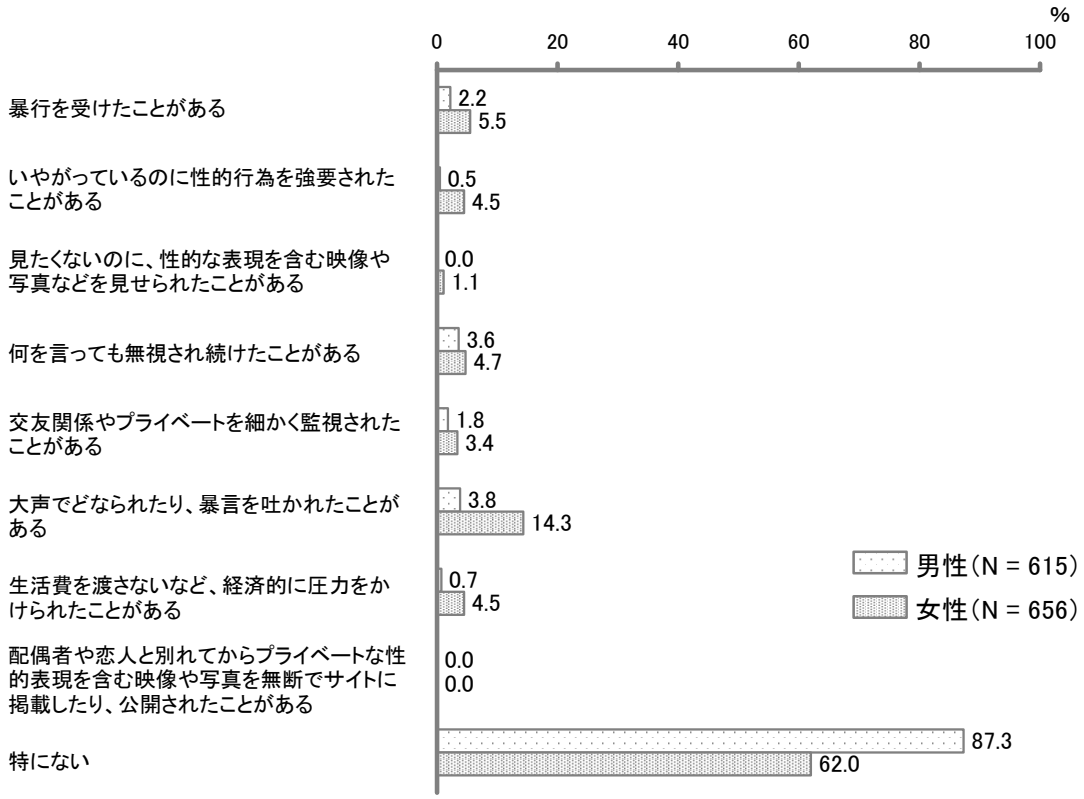

資料：海津市市民意識調査（平成 27 年度）

また、市民意識調査では、ＤＶ等に対して相談しなかった人が５割以上となっており、相談しなかった理由については、「相談する気がなかった」が 55.9%で最も多く、次いで「相談する相手がいなかった」「相談窓口を知らなかった」、次いで「相談しても無駄だと思ったから」「みっともないと思ったから」となっています。そのため、相談窓口の周知やDV を正しく理解するための広報啓発の推進を図るとともに関係機関が有機的に連携し、安心して相談できる体制づくりを進めることが必要です。

図　相談しなかった理由について

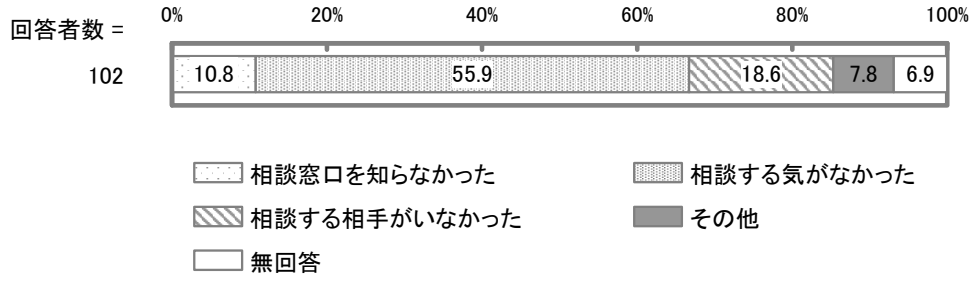

資料：海津市市民意識調査（平成 27 年度）

方　向　性

市民一人ひとりがＤＶ、ハラスメント、虐待、性犯罪等は重大な人権侵害であるとの共通認識をもち、男女ともに自己の尊厳を大切にしながらお互いが一人の人間として、尊重される社会づくりを目指します。

また、被害者が、安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制を整備します。

施策の方向①　あらゆる暴力を予防するための啓発活動の充実

暴力は、身体的・心理的を問わず、基本的人権をおびやかし、被害を受けた人に深刻な影響を及ぼすため、配偶者等からの暴力（ＤＶ）をはじめ、ハラスメント、性犯罪等、あらゆる暴力を予防するために、市民の認識を高める意識啓発や予防啓発を行います。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
女性等に対する暴力防止の啓発	配偶者等からの暴力（ＤＶ）、セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、パワーハラスメント、売買春、人身売買に関するパンフレット等を配布し、主に女性が被害者となるあらゆる暴力の防止及び被害者の早期相談を促すための啓発を行います。	市民活動推進課 社会福祉課
性犯罪防止の取組	夜間でも安心して街路を通行できるよう地域とともに防犯灯を設置したり、海津地区防犯協会に補助金を交付することで、地域防犯パトロールや市民への性犯罪発生の情報提供を行います。	市民活動推進課
若年層の暴力を根絶するための取組の推進	若年層を対象とした、「デートＤＶ」を未然に防ぐための啓発を行います。また、ＳＮＳの適正利用を促進し、リベンジポルノなどＳＮＳを使用した犯罪を防止します。	学校教育課
児童虐待･ＤＶ防止に関する広報・啓発	ポスターやパンフレット、チラシの配布のほか、子育て支援相談等により、児童虐待及びＤＶ防止の啓発を行います。	社会福祉課
３大ハラスメントに関する情報提供と防止のための意識啓発	事業者に対してパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等に関する正しい知識の提供と防止のために情報提供を行い、意識啓発を行います。	商工観光課 市民活動推進課

市民・地域・事業者等の取組
○あらゆる暴力は人権を侵害する行為であり、犯罪であることを認識しましょう。 ○事業所等は、ハラスメントの防止について取り組みましょう。

施策の方向②　被害者の救済体制の強化

配偶者等からの暴力（ＤＶ）等の被害者を対象とする相談窓口を設置するとともに、関係機関とも連携しながら支援体制を強化し、被害者がひとりで悩まず問題解決が図れるよう努めます。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
配偶者等からの暴力に関する相談窓口の設置	配偶者等からの暴力に関する相談窓口を設置し、問題解決に向けて支援します。	社会福祉課
被害者女性等の保護・救済支援の実施	相談内容や被害の深刻さにより、関係機関（女性相談センター、子ども相談センター、警察等）と連携し、一時保護所への連絡、移送、面談を行い、保護や自立に向けた支援を行います。	社会福祉課
要保護児童対策の連携体制の整備	児童虐待を始めとする要保護児童の早期発見、早期対応及び適切な保護を図るため、子どもに関わる関係課及び関係機関の連携強化を図ります。	社会福祉課

市民・地域・事業者等の取組
○暴力等の被害について思い当たる場合は、相談機関等に相談しましょう。

2　男女がいきいきと活躍する環境づくり

（１）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

現状と課題

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに家庭生活の充実を図る上で重要な考え方です。

市民意識調査では、女性が仕事を持ち続けていくうえでの支障は「家事や育児との両立が難しい」が 61.2%、「育児休業や介護休業などの制度が不十分である」が 24.6%となっています。

事業所アンケートでも、育児休業・介護休業の取得状況は、男性はいずれも０人となっています。女性の育児休業は出産者のおよそ 79%にあたる 19 人、介護休業が５人となっています。働く女性の家事・育児の軽減措置が重要だと言えますが、これは各家庭での夫婦の協力体制や企業の勤務体制・雇用条件の改善が不可欠です。

表　育児休業・介護休業の取得状況

	出産者（配偶者が出産した人）	うち育児休業取得者	介護休業の取得者
男性	59	0	0
女性	24	19	5

資料：海津市男女共同参画に関する企業意識調査（平成 27 年度）

子育て家庭においては共働きが増加したことで、それに伴い、変則的な勤務に応じた保育や急な用事、育児疲れ解消などを目的とした保育など利用者のニーズも多様化していくため、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められます。

図　女性が仕事を持ち続けていく上で支障があると思われることについて（上位５位）

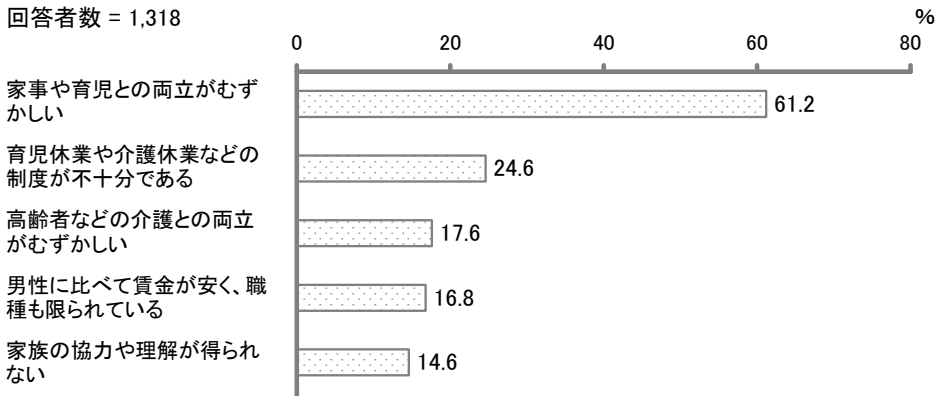

資料：海津市市民意識調査（平成 27 年度）

方　向　性

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくりや男性中心型労働慣行を見直していくとともに、男女がともに働きながら子育てや介護に関われるよう意識改革や支援体制の充実に努めていきます。

施策の方向①　育児との両立支援策の充実

子どもを持つ家庭の男女が、ともに育児と仕事を両立していけるよう子育て支援体制の整備・充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
子育て支援事業に父親が参加できる機会の設定	子育て支援センター等の親子のふれあい活動などに、多くの父親が参加できるよう、積極的な呼びかけや、開催日時・募集方法を工夫し、家族が参加しやすい環境を作ります。	こども課
育児休業制度の啓発	幅広く情報を収集し、育児休業制度の普及啓発を行います。	商工観光課
男性への育児休業取得への働きかけ	女性だけでなく、男性も積極的に育児休業制度を活用し、男女が協力して子育てできるよう市内事業所等へ働きかけを行います。	商工観光課
子ども・子育て支援事業計画の数値目標のある保育サービスなどの着実な遂行	働く保護者のニーズに対応し、男女ともに、仕事と家庭の両立ができるように、保育サービスなど数値目標のある事業の目標達成に向けて、社会環境の整備を着実に進めます。	こども課
育児と仕事の両立	児童を養育している家庭の育児と仕事が両立できるよう、一定期間養育し、又は保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。	社会福祉課
障がい児等の放課後等対策の実施	特別支援学校等に通う児童生徒を対象として、放課後・長期休暇中に利用できるサービスを提供することにより、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。	社会福祉課

市民・地域・事業者等の取組
○家庭において、家事・育児・介護など、家族で協力し、分担しましょう。 ○子育てサービスや介護サービスなどについてよく理解し、活用しましょう。 ○事業者は、男女がともに育児休業がとりやすい環境を整えましょう。 ○事業者は、長時間労働の抑制など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境をつくりましょう。

施策の方向②　介護との両立支援策の充実

親の介護について、男女がともに担っていくことができるよう、事業主に対して介護休業制度の啓発に努めるとともに、家庭においても介護の負担が軽減できるよう介護給付サービスの充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の介護給付サービスの着実な実施	男女ともに、仕事と介護の両立ができるように、関係者と連携し、介護給付事業を着実に実施します。	高齢介護課
介護休業制度の啓発	幅広く情報を収集し、介護休業制度の普及啓発を行います。	商工観光課

市民・地域・事業者等の取組
○家庭において、家事・育児・介護など、家族で協力し、分担しましょう。 ○子育てサービスや介護サービスなどについてよく理解し、活用しましょう。 ○事業者は、男女がともに介護休業がとりやすい環境を整えましょう。 ○事業者は、長時間労働の抑制など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境をつくりましょう。

（２）女性の活躍推進（女性活躍推進計画）

現状と課題

子育てなどにより就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、就職や起業など、個性と能力が十分に発揮できる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していくことが必要です。

方　向　性

女性の活躍を推進するため、出産・育児で仕事を中断していた女性を対象とした再就職準備セミナーや自分の個性やキャリアを活かして起業を目指す女性に対する情報提供など、各々のニーズに応える施策の充実を図っていきます。

また、女性活躍推進法による事業主への雇用、経営面での改善を働きかけていきます。

施策の方向①　女性の職業能力発揮のための支援

女性が個性と能力を十分に発揮するため、研修等に参加するよう意識啓発や情報の提供等の働きかけを行います。また、事業主が、結婚や出産等で退職した女性が再就職を希望する場合、再度就職をすることができるように制度を設ける等の啓発を行います。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
就業支援機関の情報提供	幅広く情報を収集し、女性に対して、県など関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等の情報提供を行います。	商工観光課
女性の起業支援のための情報提供	幅広く情報を収集し、起業を目指す女性に対して、起業に関する情報提供を行います。また、広域ネットワーク（西濃圏域）と連携し、講習会の受講等を支援します。	商工観光課 市民活動推進課
離職した女性の再雇用支援	結婚や出産等で退職した女性の再就職を支援します。	商工観光課

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
女性のキャリア形成のための情報提供	これから就労する女性、現在就労している女性がキャリアを形成し、スキルアップを図るため、セミナー等を紹介し情報提供を行います。	商工観光課 市民活動推進課

市民・地域・事業者等の取組
○男女を問わず、積極的に管理職登用試験などにチャレンジしましょう。 ○能力開発や職業能力取得に関する情報を積極的に入手し、活用しましょう。 ○事業者は、女性の管理職への登用を積極的に進めましょう。

施策の方向②　ライフスタイルに応じた多様な働き方の支援

多様な働き方が選べる条件整備、男女の働き方の見直しなど、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を図る環境づくりを企業に働きかけるとともに、さまざまな制度について市民へ啓発・普及を行います。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
多様な働き方に関する事業主への情報提供	事業主に対して、多様な働き方のできる制度に関する情報提供を推進します。	商工観光課
一般事業主行動計画の啓発	幅広く情報を収集し、女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定に関する普及啓発を行います。	商工観光課
労働条件改善のための啓発	県の「早く家庭に帰る日」の普及啓発等による「時間外勤務の制限」や、有給休暇の取得、フレックスタイム制度などの導入、働く女性の母性の保護、健康管理の徹底などについて、事業主等への啓発を行います。	商工観光課
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供、広報活動の実施	ワーク・ライフ・バランスに関する正しい知識の周知を図るとともに、実現に向けた広報活動を実施します。	市民活動推進課

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
「岐阜県子育て支援企業」の登録および「岐阜県子育て支援エクセレント企業」の認定促進	県では、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業・団体を「岐阜県子育て支援企業」として登録しています。また、特に優良な取組や他社の模範となる独自の取組を行う企業を「岐阜県子育て支援エクセレント企業」として認定しており、こうした制度の登録、認定を促進するとともに市においても子育て支援企業を増やしていくための事業の実施を検討します。	市民活動推進課

市民・地域・事業者等の取組
○固定的な性別役割分担の見直し、男女ともに家事、育児、介護などをしましょう。 ○育児・介護休業法等、各種制度の情報を入手し、活用しましょう。 ○事業者は、仕事と家庭のバランスがとれるよう、柔軟な勤務形態の導入等、働き方の見直しを進めましょう。

（３）働く場における男女共同参画の促進

現状と課題

男女共同参画社会の実現において、労働は生活の経済的基盤を形成するものであり、男女がともに自らの働きたい分野で個性や能力を発揮できる環境を整備することが重要です。

市民意識調査では、出産後の女性が仕事を持つことについて 78.9%が前向きな考えであり、平成 22 年度調査と比較すると、「子どもができてもずっと仕事を続けるのがよい」と回答した人の割合が 7.8 ポイント上昇しています。今後、さらに女性の社会進出に対する理解は深まっていく中で、いかに女性の社会進出の機会をつくり、さらに理解を促進するかが課題となります。

また、「男性の方が優遇されている」と回答した割合が高い項目は「職場」で 66.5%となっており、雇用の分野での男女平等の実現には多くの課題があります。

図　女性が仕事を持つことについて

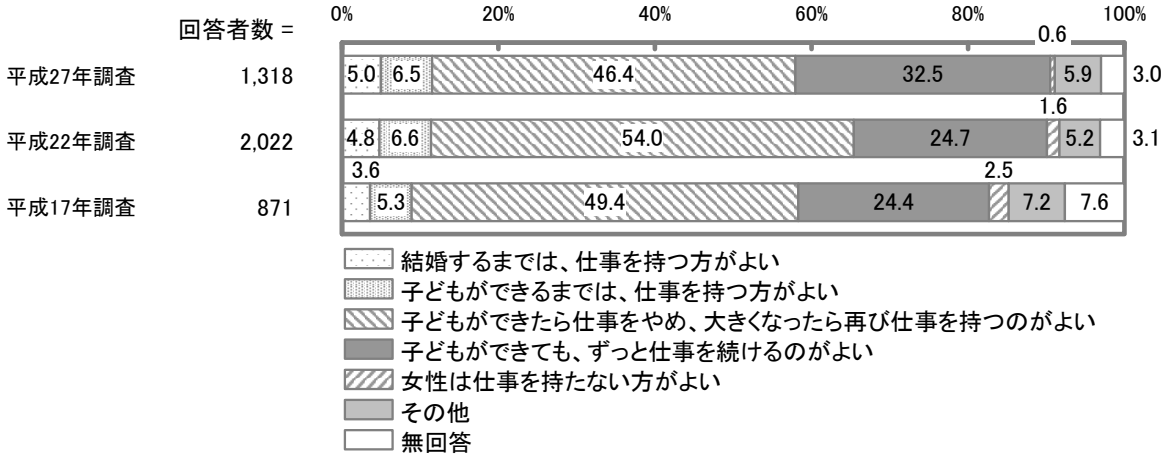

資料：海津市市民意識調査（平成 27 年度）

図　職場における男女の平等感

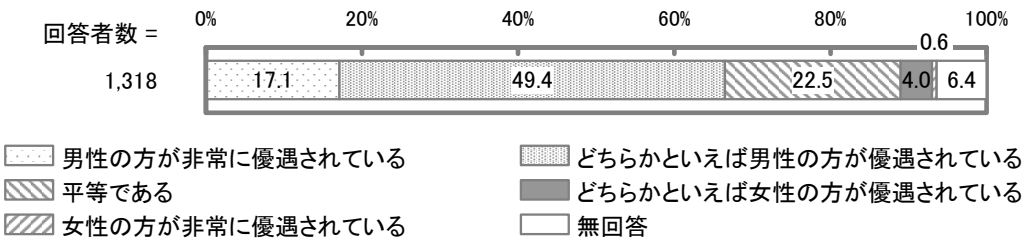

資料：海津市市民意識調査（平成 27 年度）

本市の女性の年齢別就業率をみると、出産・育児期に退職し、子育て後に再就職するいわゆる、M字カーブを描いています。平成 22 年は平成 12 年と比べ 30～34 歳の労働力率が 12.4 ポイント上昇しており、落ち込みは年々緩やかとなっています。しかし、事業所アンケート結果をみると、正社員のうち約７割が男性、約３割が女性であり、非正規社員は約３割が男性、約７割が女性という実態です。出産前は正職員であっても、再就職の際にはパートタイム労働となることもあり、短時間就労や多様な就労形態が可能である反面、正社員とのさまざまな格差の問題があります。

また、本市は基幹産業が農業であり、さまざまな農産物が年間を通じて生産されています。農林漁業者や自営業者は、畜産業をはじめとして家族経営で行っていることが多く、農林漁業や商工自営業においても、男女がともに担い手として意欲と能力を生かせる環境づくりを進める必要があります。

図　女性の年齢別就業率の推移

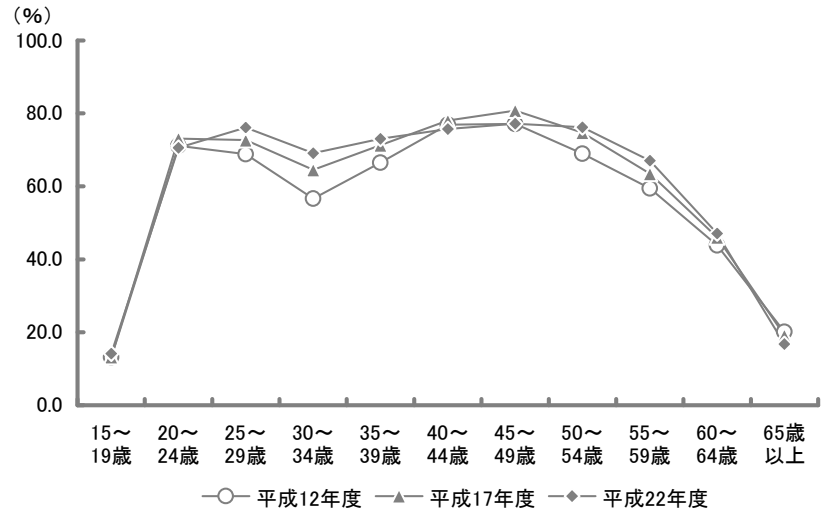

資料：国勢調査

図　雇用形態別の従業員数（性別）

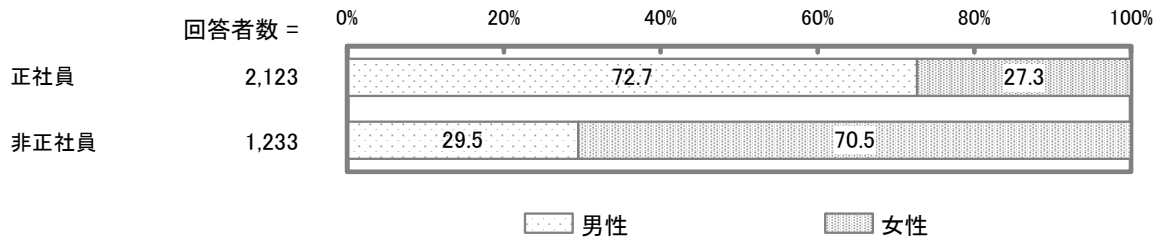

資料：海津市男女共同参画に関する企業意識調査（平成 27 年度）

方　向　性

市内の企業や労働者に対して女性活躍推進法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの法律の周知を図り、男女が平等に安心して働ける職場づくりを推進します。また、農林漁業や商工自営業などに従事する女性の労働条件が改善されるよう啓発や情報提供を行います。

施策の方向①　男女の均等な雇用機会の確保と推進

国や県、関係機関等との連携を図り、事業主に対して男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の情報提供を行って周知し、労働条件の改善及び雇用、就労の場における男女平等が実現されるようにします。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
事業主に対する法制度に関する情報提供	事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の情報提供を行い、法改正などを周知します。	商工観光課
働く男女へ法制度に関する情報提供	労働者に対して、労働に関する法令の普及啓発や労働条件に関する改善等の情報提供を行います。	商工観光課
雇用・労働に関する相談機会の提供	幅広く情報を収集し、国や県、関係機関等と連携し、雇用や労働に関する相談機会の提供とともに、相談窓口等の情報提供などを進めます。	商工観光課

市民・地域・事業者等の取組
○事業者は多様な就業ニーズに柔軟に対応した就業環境をつくりましょう。

施策の方向②　農林漁業、商工自営業等における家族就労者の労働環境の改善

農林漁業や商工自営業などに従事する女性の労働条件が改善されるよう啓発や情報提供を行います。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
女性の認定農業者登録への働きかけ	共同経営をしている女性へ認定農業者登録を働きかけます。	農林振興課
女性の農業者年金の加入推進	農業者の老後の生活を保障する農業者年金に女性も加入するよう農家へ戸別訪問を行います。	農業委員会

市民・地域・事業者等の取組
○さまざまな分野の職場において、男女がともに生き生きと就労ができるよう環境をつくりましょう。

3　男女がともに担う地域社会づくり

（１）政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大

現状と課題

将来にわたって持続可能で多様性に富んだ活力ある経済社会を形成していくためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取入れ等の観点から、社会のあらゆる分野において、政策・方針決定の過程に女性の参画を進めていくことが重要です。

本市の審議会、委員会等における女性委員の登用状況は 27.7%（平成 28 年）で女性の参画がない審議会、委員会等も少なくありません。平成 22 年と比べると若干の増加が見られますが、大きな変化はありません。今後は、さらに、女性及び男性双方の視点に立った意見が市政に反映されるように、審議会等への更なる女性登用の推進を図り、女性委員がいない審議会等を解消する必要があります。

方　向　性

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、女性の市の審議会等への参画状況を調査し、審議会等への積極的な女性の登用を進めていきます。

また、講座や研修を通じて男女共同参画の推進を担う人材の育成に努めていきます。

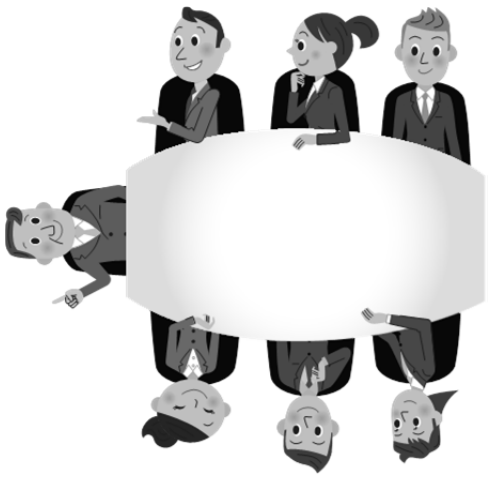

施策の方向①　審議会、委員会等への女性の参画推進

政策または方針の立案・決定に、女性の意見が反映されるように、審議会、委員会等への女性委員の登用を積極的に推進します。また、女性委員が参画していない審議会、委員会等の解消を図ります。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
審議会､委員会等への女性の積極的な登用	女性委員の登用を積極的に進めていきます。また、登用状況を年１回定期的に調査し、公表します。	市民活動推進課

市民・地域・事業者等の取組
○審議会や委員会等、意見を反映することができる機会や場に積極的に参画しましょう。 ○自治会や各種団体の役員などを積極的に引き受けましょう。

施策の方向②　女性の人材の発掘と育成

女性が社会に積極的に参画していくことができるよう、人材の発掘と育成に努めます。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
女性人材リストの作成と活用	市政への参加を望み登録を希望する女性を登録しリスト化するとともに随時登録者の募集を行い審議会、委員会等の委員選定等に活用します。	市民活動推進課

市民・地域・事業者等の取組
○これまでの知識や経験を生かし、審議会や委員会等、意見を反映することができる機会や場に積極的に参画しましょう。

（２）家庭生活と地域活動への男女共同参画の促進

現状と課題

男女共同参画社会では、家庭生活や地域社会において男女がともに積極的に参画することが必要です。

市民意識調査では、「地域活動」について、20 歳未満～50 歳代までの約７割近い割合の人が「優先したくない」と回答しており、実態でも、地域活動を優先している割合は、20 歳未満で 16.1%、20 歳代で 10.6%と他の年代に比べて低くなっています。市民、とくに若い世代に対して地域活動を促進し、啓発することが課題となります。

図　地域活動の関する希望の優先度

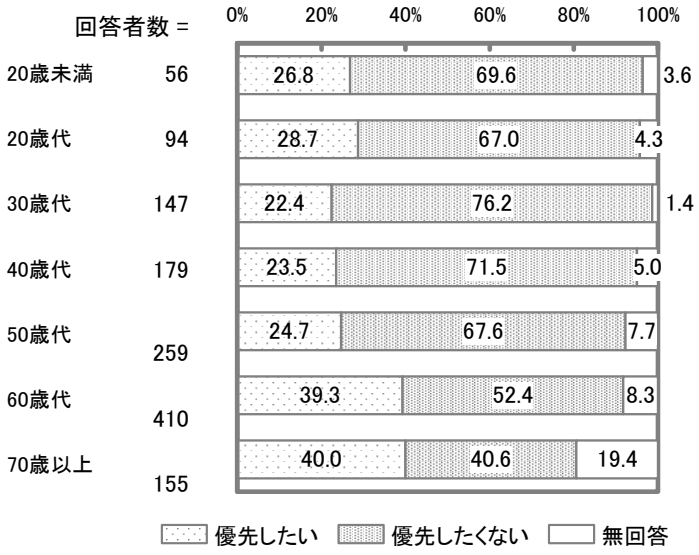

図　地域活動の関する現実の優先度

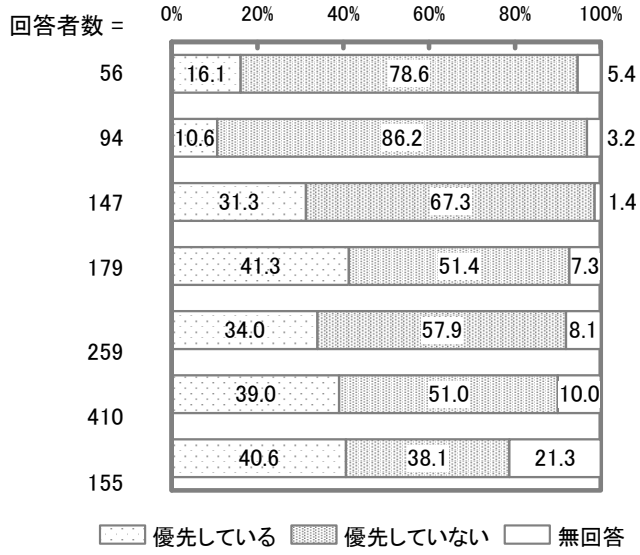

資料：海津市市民意識調査（平成 27 年度）

また、「男性はもっと家庭生活における活動に参画する必要がある」という考え方について、「そう思う／どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合は 68.7%となっています。さらに、「しきたりや習慣」で男性の方が優遇されていると答えた人は 62.3%で、「職場」に次いで２番目の高さになっています。男女がともに家庭や地域活動に参画できるような取組が必要であり、それらを促進し、男女平等の意識を醸成していくことが必要です。

図　「男性はもっと家庭生活における活動に参画する必要がある」という考え方について

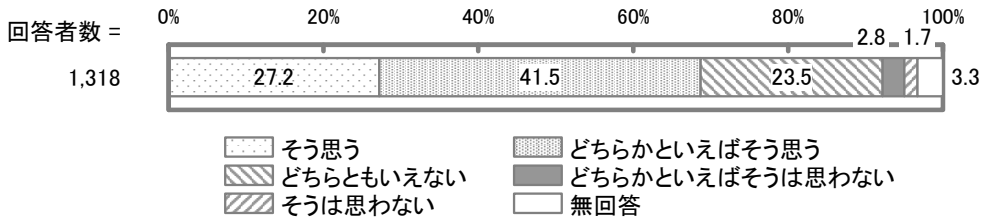

資料：海津市市民意識調査（平成 27 年度）

本市では、にこにこ子育て支援事業の子育て相談チームや子育て応援隊の実務者会を開催し、専門的知識や市民活動団体が専門的立場からの支援、情報交換、意見交換を行い、地域における積極的な男女共同参画を推進しています。このことにより、各専門職や市民活動団体の専門的立場からの支援、情報交換、意見交換の場を提供することができ、各団体間のネットワークが形成されはじめています。

方　向　性

さまざまな分野において女性の積極的な参画や男女共同参画の視点を生かした取組ができるよう支援や活動の場を提供し、地域力の向上に努めていきます。

施策の方向①　地域活動等への参画促進

男女がともに、よりよい家庭・地域づくりについて考え行動することは、男女共同参画社会の実現の第一歩であり、さまざまな活動に参画できるよう支援します。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
市民リーダーの育成	まちづくり講座の開催等を行い、地域活動、まちづくり活動の指導的な立場の人材の育成を行います。	市民活動推進課

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
家庭生活における男女共同参画の啓発	男女がともに家事、育児、介護等に参画するよう、啓発活動を推進します。	市民活動推進課
地域活動等への参加の啓発	男女がともにさまざまな地域活動へ参画できるよう、啓発活動を推進します。	市民活動推進課 社会教育課

市民・地域・事業者等の取組
○家庭や地域活動等において、固定的な性別役割分担がないかを見直しましょう。 ○地域活動に積極的に参加しましょう。 ○自治会や各種団体において、女性の視点や意見を反映させるため、積極的に女性の役員を登用しましょう ○自治会や各種団体において、女性や若い世代が気軽に参加しやすい雰囲気を作りましょう。

施策の方向②　団体・グループ間の交流促進

地域や市全体がさまざまな分野で活発な活動を行えるように団体やグループの交流を図り、男女共同参画の意識が高まるような取組を行います。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
市民団体のネットワークづくりの支援	地域におけるさまざまな団体・グループの情報交換や各団体間のネットワークの形成を推進します。	社会教育課
地域活動での男女共同参画の意識啓発	自治会やＰＴＡ活動などにおいて、意思決定の場へ女性が主体的に関わることを啓発するとともに、性別にとらわれない役割分担を推進します。	市民活動推進課 学校教育課

市民・地域・事業者等の取組
○地域で連携をしながら、男女共同参画を進めましょう。

（３）男女共同参画の視点に立った防災・減災対策の推進

現状と課題

平成７年に発生した阪神・淡路大震災や平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震など、相次ぐ災害により、市民においても災害に対する関心や防災に対する意識が高まっています。

災害が発生した際に、避難方法や被災者への支援、避難生活などあらゆる場面において女性の視点を取り入れることが必要とされています。

今後、避難所運営組織等において女性が積極的に活動するように促進していくとともに政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくことで、女性、男性の双方の視点から防災や強靱化について、取り組んでいくことが求められています。

方　向　性

性別による固定的な役割分担意識の見直しや男女のニーズの違いなどを踏まえて女性、男性双方の視点に配慮した地域の強靱化や防災・減災対策を推進します。

施策の方向①　地域防災・減災活動への参画促進

性別による固定的な役割分担意識の見直しや男女のニーズの違いなどを踏まえ、性別や年齢にとらわれず地域の強靱化や防災・減災活動に参画することで、男女共同参画を推進します。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
地域強靱化計画や地区防災計画等の策定過程における女性の参画促進	災害が発生した際に男女が共に快適に避難生活や円滑に復旧活動ができるように女性の視点を踏まえた計画の策定をおこない体制を整備します。また、策定の過程において女性の参画を推進します。	危機管理課
防災・災害分野における男女共同参画意識の啓発	防災に関する講演会等を積極的に女性に対し広報し、女性の視点で防災・減災を考えてもらう機会の提供を図ります。	危機管理課

市民・地域・事業者等の取組
○地域等において、男女共同参画の視点を踏まえた防災・減災対策を行いましょう。

４　すべての男女が安心して生活できるまちづくり

（１）生涯を通じた健康づくりの支援

現状と課題

男女が互いの身体的機能を十分に理解し、人権を尊重しつつ相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現のために重要なことです。

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点からも、子どもを産む・産まないまた、年齢にかかわらず、女性の生涯を通じた健康維持のために支援を行っていく必要があります。

本市の特定健診や生活習慣病健診の受診率は低く、心身の健康や疾病の予防について関心を持ち、男女がともに生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、健康づくり・体力づくりに向けた意識啓発や各年代に応じた相談体制の充実など、生涯にわたる健康づくり支援が必要です。

方　向　性

妊娠・出産期における心身の健康を支援するための健康診査や検診の充実を図るとともに、女性に特有の疾病の予防や、思春期や更年期などライフステージに応じた健康支援のため、年代に応じた健康相談や健康診査、検診の充実を図っていきます。

女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康／権利）の啓発等を進めていきます。

施策の方向①　男女の健康づくりへの支援

男女が、それぞれの健康状態に応じて適切な自己管理ができるように、健康意識を高め、各種健康診査等の充実を図るためのさまざまな取組を支援していきます。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
性と生殖に関する健康・権利の視点の啓発	男女がお互いの性と健康について理解し、尊重し合うことができるような啓発活動を行います。	市民活動推進課
健康づくりに関する情報提供	市報等を活用して、健康教室、健康相談、各種健康診査、検診についてわかりやすい興味を惹く情報提供を行い、受診率の向上や健康づくりへの参加を呼びかけます。	健康課
健康づくり教育の実施	対象者のニーズにあわせ、生活習慣病予防に関する教室を開催します。	健康課
健康展の開催	男女が、生涯にわたって健康づくりに関心を持ち、生活の中で取り組むきっかけづくりを行います。	健康課
喫煙・飲酒に関する正確な情報提供	特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等十分な情報提供に努めます。また、未成年者の喫煙・飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防に努めます。	健康課
健康相談の実施	更年期障がいなど男女の生涯を通じた健康管理に関する相談を随時行います。	健康課
出前講座の実施	対象となる団体に合わせ、テーマ・内容を工夫した出前講座を実施します。	健康課
思春期における性と健康づくりに関する学習機会の提供	身体のしくみ、性感染症、望まない妊娠の防止方法、自分の身体を大切にすること、異性を尊重することなどの正しい情報を分かりやすく紹介し、学校等で学ぶ機会を設けます。	学校教育課
性感染症予防の啓発	ＨＩＶ/エイズ、淋病、クラミジアをはじめ性感染症の予防について最新の情報を分かりやすく紹介する啓発活動を実施するとともに、住民対象の健康教育の中に取り入れます。	健康課

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
女性・男性に特有の病気・けが予防の啓発	女性や男性それぞれに特有の病気や健康状態に関する情報提供や啓発活動を行います。	健康課
こころの健康の啓発	市報等を活用して、幅広い年齢層の方にこころの健康、自殺予防対策について周知し、気軽に相談事業を利用してもらえるように啓発活動を行います。	社会福祉課
悩みごと相談の実施	市内３箇所で年間９回、精神科医による個別相談を実施します。	社会福祉課

市民・地域・事業者等の取組
○男女がお互いの性と健康について理解しましょう。 ○心身の健康と命の尊さを自覚し、ライフサイクルに応じた健康づくりに取り組みましょう。 ○定期的に健康診査を受診しましょう。

施策の方向②　母性の保護と母子保健の充実

安心して、子どもを産み育てることができるよう、教室の開催や相談窓口、健康診査の充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
乳幼児健診の実施と妊婦健康診査の一部助成	乳幼児を対象に心身の発達の確認、疾病・異常の早期発見を行い、子どもの健全な発育・発達を促します。 また、妊婦健診にかかる自己負担分の費用の一部を助成と、妊婦歯科健診(無料)を実施します。	健康課
母子保健の健康教室の開催	妊娠中から子どもの成長に合わせた教室を関係機関と連携して実施し、親と子に対するときれない支援を行います。	健康課
母子保健の健康相談の実施	相談者が求める支援について、専門職（助産師、看護師、歯科衛生士、保健師等）と連携を図りながら、健康相談を随時開催します。	健康課

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
母体保護に関する啓発	妊婦に対する市民の理解を促すため、マタニティマーク等を活用するなど、啓発活動を推進します。	健康課

市民・地域・事業者等の取組
○子育てに不安を感じた時は、積極的に相談しましょう。 ○子育てに関する教室や各種健診等に行きましょう。

（２）安心して生活できる支援の充実

現状と課題

本市では、1990 年頃から急速に高齢化が進み 65 歳以上の高齢者の割合は 1990 年の 13.0%から、2010 年 23.6%へと、20 年間で約 10%増加しています。高齢者が自立し、安心して暮らせる社会を実現するには、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮した支援を行っていく必要があります。今後、高齢化がさらに進むとともに、介護等の支援する人の増加が考えられ、介護離職等の問題への対応も求められています。

市民意識調査では、海津市に永住したいと思っている人は 26.9%と低くなっており、より多くの市民が住み続けたいと思えるよう、安心して生活できる支援の充実が必要です。

障害者手帳所持状況をみると、平成２８年３月３１日現在で、身体障害者手帳所持者が 1,675 人、療育手帳所持者が 305 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 235 人となっており、知的障がいのある人、精神障がいのある人の占める割合は増加傾向にあります。また、要介護(要支援)認定者数は、後期高齢者の増加に伴い、今後も増加を続けるものと見込まれ、平成 37 年度には 2,127 人になるものと想定されています。このように、今後も障がいのある人や要介護（要支援）認定者等支援を必要とする人のニーズに対応し福祉サービスの充実を図る必要があります。

また、母子世帯等ひとり親世帯が、貧困など生活上の困難に直面することが多いため、生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が必要です。さらに、ひとり親世帯は地域で孤立しやすく、地域でも、積極的に声かけをするなどの対応が望まれます。ひとつの相談窓口で解決することが難しい場合など、関係機関での情報共有や意見交換が的確に行われるよう、連携協力体制の強化が必要です。

方　向　性

高齢者や障がいのある人、そしてその家族が、住み慣れた地域のなかで、安全に、安心して暮らし続けていくために、在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実を図っていきます。

また、ひとり親家庭の生活の安定と質の向上を図るため、きめ細かなサービスを提供していくとともに、就労支援や経済支援の充実に努めるほか、日常生活上困ったこと、悩みなどを抱えた時に気軽に相談できる体制づくりを進めていきます。

施策の方向①　高齢者や障がいのある人等の自立支援

高齢者や障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、就業・社会参加の促進や自立支援等を図ります。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の生活支援サービス及び社会参加と支えあいの体制づくりの着実な推進	男女がいつまでも健やかではつらつと暮らせるよう、計画的に生活支援サービスを実施するとともに、高齢者の社会参加を進め、自立した生活が送れるよう、計画的に体制づくりを行います。	高齢介護課
海津市障がい者計画・障害福祉計画の推進	障がいのある人の社会参加を進め、地域で安心して自立した生活が送れるよう、障がいの程度に応じたサービスが受けられるよう支援します。	社会福祉課

市民・地域・事業者等の取組
○困った時は、先ず身近な相談窓口で相談しましょう。 ○地域で支援が必要な高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭などの見守り、声掛けをしましょう。

施策の方向②　ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が自立して、地域で生活できるよう相談や就労・経済支援を行います。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
ひとり親家庭の相談窓口の設置	ひとり親家庭が、自立して生活ができるように、母子・父子自立支援員により、随時、相談・指導を行います。	社会福祉課
ひとり親家庭への就労支援の実施	就労のための技能習得や資格習得に対して給付金を支給します。	社会福祉課
ひとり親家庭への経済支援	ひとり親家庭が、自立して生活ができ、その子どもの心身の健やかな成長のため所得に応じて児童扶養手当の支給や、医療費の助成をします。	社会福祉課 保険医療課

市民・地域・事業者等の取組
○困った時は、先ず身近な相談窓口で相談しましょう。 ○地域で支援が必要な高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭などの見守り、声かけをしましょう。

5　プラン推進のための体制づくり

（１）施策推進体制の整備

現状と課題

男女共同参画社会の実現を総合的に推進していくために、市民参加による推進体制を整備し、本プランの進行管理体制を確立していくことが重要です。

本市では、職員に対する意識啓発として、年１回、男女共同参画に特化した職員研修を実施しています。また、男女がともに家事や育児に参加し、協力し合える体制づくりを促進するため、本市役所では一斉定時退庁日を設けているほか、子どもの授業参観日などに参加できるよう年次休暇の取得促進を行っています。しかし、一般企業では、なかなか実施することが困難な状況が見られます。

男女共同参画社会の形成は、行政のみによって実現するものではありません。事業所における女性活用のために、行政（国・県・市）に期待されることについては、最も多い項目は「保育の施設・サービスや高齢者等の施設・介護サービスを充実する」の 28%であり、次いで「休業中の職員の賃金保証のための補助金を整備する」の 21%となっています。男女共同参画社会の実現に向けて種々の問題解決を図るためには、行政が率先してプランを推進し、企業として率先して実施していくことはもちろんですが、市民、事業所と連携してプランを進めていくことが不可欠です。このため、さまざまな人や団体等と情報の共有や協働による実践的な活動の展開が望まれます。

市民の理解と参画を得ながら、行政と市民・各種団体・企業が一体となって男女共同参画社会の実現のための取組を進めるため、それを支える各種情報の収集および提供が必要となります。

図　事業所における女性活用のために、行政（国・県・市）に期待されることについて

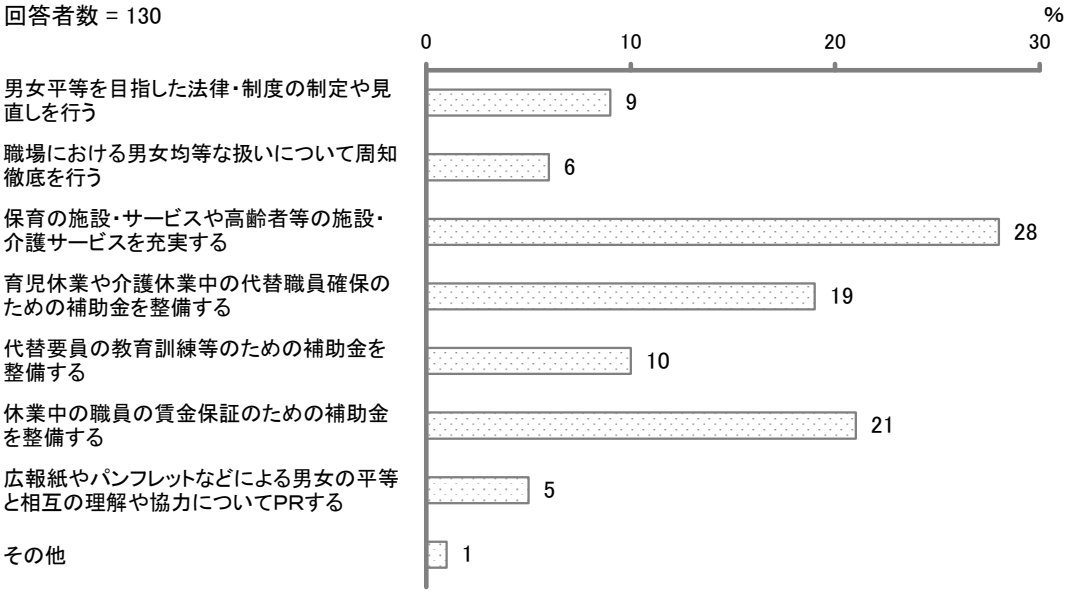

資料：海津市男女共同参画に関する企業意識調査（平成 27 年度）

方　向　性

男女共同参画を進める上で、市（行政）の果たす役割は大きく、施策はあらゆる分野にわたるため、すべての職員が男女共同参画の視点をもって事業実施に取り組むことが重要です。

また、全庁あげて男女共同参画を推進するため、関係部局と連絡調整を図りながら整合性をもって各施策に効果的に取り組みます。また、職員一人ひとりに対しては、男女共同参画に関する研修や男女共同参画の施策を推進する中で、男女共同参画についての理解の浸透を図ります。

施策の方向①　プランの進行管理体制の確立

本プランを市民・市（行政）・事業所が連携し積極的に進めていくために、市民参画によるプランの推進体制を整備するとともに、計画の進行管理体制を確立し、プランが実効性のあるものとなるよう取組を行います。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
審議会の定期開催	公募による市民委員を含む男女共同参画推進審議会を年１回以上開催し、プランの進捗管理・推進を図ります。	市民活動推進課
プランの年次報告の作成	庁内組織により、１年ごとにプランの進行状況を把握、検討し、評価を行います。結果については、市民に公表します。	市民活動推進課
プランの見直し・改訂	プランの内容については、行政を取り巻く社会・経済的な行政の変化に伴い企業意識調査、市民意識調査を実施し、必要に応じて見直し、改訂を行います。	市民活動推進課

施策の方向②　市職場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現及びこのプランの推進にあたっては、市職員の十分な理解とそれに基づく行動が必要です。市民や事業所だけでなく、市職場においても、男女が対等な立場で能力を十分に発揮できる環境づくりに努め、男女共同参画を推進していきます。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
市職員に対する研修の実施	市職員の男女共同参画に関する研修を行います。	市民活動推進課
職員研修の実施	e-ラーニングシステムを利用して職員研修を実施します。	市民活動推進課

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
市男性職員の育児休業等の制度周知及び取得推進	市男性職員の育児休業等の取得に向けて、育児休業制度等の周知を図ります。	秘書広報課
女性職員の管理職等への登用の推進	職員研修を実施し、女性職員を管理職に登用するポジティブ・アクション（積極的改善措置）を実施します。	秘書広報課
特定事業主行動計画の推進	特定事業主行動計画について周知・啓発活動を行います。 また、勤務時間を意識しながら、業務を行うよう啓発するとともに、20 時以降残業ゼロデー等を検討します。	秘書広報課
男女共同参画に関する研修講義の実施	プロジェクト委員会において、委員を対象に男女共同参画に関する研修講義を実施します。	市民活動推進課

（２）市民・市（行政）・事業所の連携

現状と課題

男女が個人として尊重され、社会のあらゆる分野において能力を十分発揮でき、市民のだれもが安全で安心して生き生きと豊かに暮らしていく男女共同参画社会の実現のため、市（行政）、市民、事業者及び教育関係者が協力、連携して男女共同参画を推進することが求められます。

方　向　性

男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりが自分自身のこととして理解し、自主的に取り組んでいくとともに、事業所等の主体的な参画が重要です。市（行政）、市民、事業者等の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を進め、事業の協働実施等の取組を推進します。

施策の方向①　プランに基づく行動の促進

市民・市（行政）・事業所の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。

具体的施策	内容	担当課 （関係課）
情報の収集・発信	男女共同参画社会の実現に関する情報の収集を行い、その成果を市民に情報提供していきます。	市民活動推進課

参考資料

1 用語集

ア　行

M字カーブ

日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と40 歳代後半が山になるアルファベットのＭのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就職するという特徴があるためにこのような形になる。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくこと。

カ　行

キャリア教育

子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てる教育活動。

固定的な性別役割分担意識

男性・女性で異なる役割が与えられ、その役割の遂行を期待する意識。性別役割分担の意識は、長期的には解消される方向にあるものの、依然として根強く残っている状況にある。

サ　行

ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別で、生物学的な性別とは区別して使われている。

性的マイノリティ

ＬＧＢＴといわれる、レズビアン／Lesbian（女性同性愛者）、ゲイ／Gay（男性同性愛者）、バイセクシュアル／Bisexual（両性愛者）、トランスジェンダー／Transgender（生まれた時に割り当てられた法律的・社会的な性別にとらわれない性別のあり方を持つ人）など、様々な性のあり方を持っている人々の総称。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反した性的な発言や言動で、相手の性と人格の尊厳を損ない、意欲や能力の発揮を妨げ、良好な人間関係の形成を阻害する行為。男女雇用機会均等法の改正で、職場のセクシュアル・ハラスメント防止のため事業主には雇用管理上の配慮義務が課せられている。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益を被っている集団（女性や少数民族など）に対して、政治や就学・就労などの参画の機会を確保するため割当て枠や目標値を設定するなど一定の範囲で特別な機会を提供することなどによって、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な優遇措置。

ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）

友人・知人間のコミュニケーションや、趣味や嗜好、居住地域といったつながりを通じた新たな人間関係を構築する手段や場を提供することで、人と人とのつながりを促進・サポートし、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。

タ　行

デートＤＶ

ＤＶに対し、結婚していない恋人同士、学生や若い世代で起こる暴力を「デート DV」と呼ぶ。

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）

夫や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれる。平成１３年（２００１年）にＤＶ防止法が制定された。

ハ　行

パワーハラスメント

「権力いやがらせ」という意味で用いられる造語。会社などで職権などのパワーを背景にし、本来の業務の範疇を超えて、継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。

マ　行

マタニティハラスメント

職場において妊娠や出産者に対して行われる嫌がらせをさす言葉。略称「マタハラ」と呼ばれる。妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすなどという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為のことをさす。

ラ　行

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する女性の健康／権利）

「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。子どもを産むか産まないか、産むならいつ、何人産むかを性的関係と共に自らの意志で主体的に選択する自由や、妊娠・出産、避妊、中絶などにおける人権に配慮した安全な治療をはじめとして、思春期、妊娠・出産期、更年期など生涯にわたる良好な健康の管理が含まれる。またそのために必要な自らの体や健康について正確な知識や情報を持つこと、性的暴力や差別、強制を受けないことなども幅広く含まれる。

ワ　行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

職場中心のライフスタイルではなく、職場・家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルのこと。ワーク･ライフ･バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会であり、だれもが仕事、子育て、介護、自己啓発、地域活動などさまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらす。

2　男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第 12 条）
第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条―第 20 条）
第３章　男女共同参画会議（第 21 条―第 28 条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、次の名号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　男女共同参画社会の形成　　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

⑵　積極的改善措置　　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第３条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第４条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第５条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第６条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第７条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第８条　国は、第３条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第９条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 10 条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共

同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）
第 11 条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）
第 12 条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策
（男女共同参画基本計画）
第 13 条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
⑴　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
⑵　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
５　前２項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）
第 14 条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
⑴　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
⑵　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
４　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）
第 15 条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）
第 16 条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）
第 17 条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）
第 18 条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）
第 19 条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
第 20 条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第３章　男女共同参画会議
（設置）
第 21 条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）
第 22 条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
⑴　男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第３項に規定する事項を処理すること。
⑵　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

⑶　前２号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
⑷　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）
第23条　会議は、議長及び議員２４人以内をもって組織する。

（議長）
第24条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。
２　議長は、会務を総理する。

（議員）
第25条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。
⑴　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
⑵　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
２　前項第２号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の５未満であってはならない。
３　第１項第２号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の４未満であってはならない。
４　第１項第２号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）
第26条　前条第１項第２号の議員の任期は、２年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　前条第１項第２号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）
第27条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）
第28条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄（平成11年６月23日法律第78号）

（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）
第２条　男女共同参画審議会設置法（平成９年法律第７号）は、廃止する。

（経過措置）
第３条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第１条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第１項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
２　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第４条第１項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第１項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第２項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第４条第２項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
３　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第５条第１項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第３項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第１項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第３項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則　抄（平成11年７月16日法律第102号）

（施行期日）
第１条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
⑴　（略）
⑵　附則（中略）第28条並びに第30条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）
第28条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
⑴から⑽まで　略
⑾　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）
第30条　第２条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則　抄（平成11年12月22日法律第160号）

（施行期日）
第１条　この法律（第２条及び第３条を除く）は、平成13年１月６日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（以下略）

3　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年9月4日法律第 64 号

目次
第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　基本方針等（第５条・第６条）
第３章　事業主行動計画等
第１節　事業主行動計画策定指針（第７条）
第２節　一般事業主行動計画（第８条―第 14 条）
第３節　特定事業主行動計画（第 15 条）
第４節　女性の職業選択に資する情報の公表（第 16 条・第 17 条）
第４章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 18 条―第 25 条）
第５章　雑則（第 26 条―第 28 条）
第６章　罰則（第 29 条―第 34 条）
附則

第１章　総則
（目的）
第１条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成１１年法律第７８号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）
第２条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
２　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
３　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）
第３条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第５条第１項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）
第４条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第２章　基本方針等
（基本方針）
第５条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
⑴　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
⑵　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
⑶　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
⑷　前３号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
３　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
５　前２項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）
第６条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
２　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
３　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第３章　事業主行動計画等
第１節　事業主行動計画策定指針
第７条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第１項に規定する一般事業主行動計画及び第１５条第１項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計

画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
２　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
⑴　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
⑵　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
⑶　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
３　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第２節　一般事業主行動計画
（一般事業主行動計画の策定等）
第８条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が３００人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
２　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
⑴　計画期間
⑵　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
⑶　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
３　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第２号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
４　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
５　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
６　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
７　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
８　第３項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第４項から第６項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）
第９条　厚生労働大臣は、前条第１項又は第７項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）
第 10 条　前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第 20 条第１項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
２　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）
第 11 条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第９条の認定を取り消すことができる。
１　第９条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
２　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
３　不正の手段により第９条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）
第 12 条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第１項及び第３項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
２　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
３　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
４　承認中小事業主団体は、第１項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
５　職業安定法第 37 条第２項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第５条の３第１項及び第３項、第５条の４、第 39 条、第 41 条第２項、第 48 条の３、第 48 条の４、第 50 条第１項及び第２項並びに第 51 条の２の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第３項及び第４項の規定はこの項において準用する同条第２項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第２項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条第４項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第２項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
６　職業安定法第 36 条第２項及び第 42 条の２の規定の適用については、同法第 36 条第２項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の２中

「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 12 条第４項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
７　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第２項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 13 条　公共職業安定所は、前条第４項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）
第 14 条　国は、第８条第１項若しくは第７項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第３節　特定事業主行動計画
第 15 条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
２　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
⑴　計画期間
⑵　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
⑶　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
３　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第２号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
４　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
５　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
６　特定事業主は、毎年少なくとも１回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
７　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第４節　女性の職業選択に資する情報の公表
（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第 16 条　第８条第１項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
２　第８条第７項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第 17 条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第４章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
（職業指導等の措置等）
第 18 条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
２　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
３　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の１部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
４　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）
第 19 条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）
第 20 条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
２　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）
第 21 条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）
第 22 条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）
第23条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第１８条第１項の規定により国が講ずる措置及び同条第２項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
3　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
⑴　一般事業主の団体又はその連合団体
⑵　学識経験者
⑶　その他当該関係機関が必要と認める者
4　協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
5　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）
第24条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）
第25条　前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章　雑則
（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）
第26条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）
第27条　第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その1部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）
第28条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章　罰則
第29条　第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
1　第18条第4項の規定に違反した者
2　第24条の規定に違反した者

第31条　次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
1　第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
2　第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
3　第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
1　第10条第2項の規定に違反した者
2　第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
3　第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条　第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）
第1条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）
第2条　この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。
2　第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
3　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
4　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）
第3条　前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第4条　政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）
第5条　社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。
別表第1第20号の25の次に次の1号を加える。
20の26　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

（内閣府設置法の一部改正）
第6条　内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。
附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第5条第1項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

4　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

昭和 47 年７月１日法律第 113 号

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等
第１節　性別を理由とする差別の禁止等（第５条―第 10 条）
第２節　事業主の講ずべき措置（第 11 条―第 13 条）
第３節　事業主に対する国の援助（第 14 条）
第３章　紛争の解決
第１節　紛争の解決の援助（第 15 条―第 17 条）
第２節　調停（第 18 条―第 27 条）
第４章　雑則（第 28 条―第 32 条）
第５章　罰則（第 33 条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第２条　この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあっては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

２　事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従って、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第３条　国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第４条　厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

２　男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

⑴　男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

⑵　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

３　男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

４　厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

５　厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

６　前２項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第２章　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第１節　性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

第５条　事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわりなく均等な機会を与えなければならない。

第６条　事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

⑴　労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練

⑵　住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であって厚生労働省令で定めるもの

⑶　労働者の職種及び雇用形態の変更

⑷　退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

（性別以外の事由を要件とする措置）

第７条　事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であって労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第８条　前３条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等）

第９条　事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

２　事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

３　事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第１項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第２項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

４　妊娠中の女性労働者及び出産後１年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

（指針）

第 10 条　厚生労働大臣は、第５条から第７条まで及び前条第１項から第３項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

２　第４条第４項及び第５項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第４項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第２節　事業主の講ずべき措置

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）
第 11 条　事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
２　厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
３　第４条第４項及び第５項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第４項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）
第 11 条の２　事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第 65 条第１項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第２項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
２　厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
３　第４条第４項及び第５項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第４項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）
第 12 条　事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第 13 条　事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。
２　厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
３　第４条第４項及び第５項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第４項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第３節　事業主に対する国の援助
第 14 条　国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。
⑴　その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
⑵　前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成
⑶　前号の計画で定める措置の実施
⑷　前３号の措置を実施するために必要な体制の整備
⑸　前各号の措置の実施状況の開示

第３章　紛争の解決
第１節　紛争の解決の援助
（苦情の自主的解決）
第 15 条　事業主は、第６条、第７条、第９条、第 12 条及び第 13 条第１項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）
第 16 条　第５条から第７条まで、第９条、第 11 条第１項、第 11 条の２第１項、第 12 条及び第 13 条第１項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）第４条、第５条及び第 12 条から第 19 条までの規定は適用せず、次条から第 27 条までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）
第 17 条　都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。
２　事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第２節　調停
（調停の委任）
第 18 条　都道府県労働局長は、第 16 条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第６条第１項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。
２　前条第２項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）
第 19 条　前条第１項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、３人の調停委員が行う。
２　調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第 20 条　委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。
２　委員会は、第 11 条第１項及び第 11 条の２第１項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動又は同項に規定する言動を行ったとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第 21 条　委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第 22 条　委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第 23 条　委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

２　委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

（時効の中断）
第24条　前条第１項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第２項の通知を受けた日から30日以内に調停の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

（訴訟手続の中止）
第25条　第18条第１項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、４月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。
⑴　当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。
⑵　前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。
２　受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
３　第１項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第１項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（資料提供の要求等）
第26条　委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

（厚生労働省令への委任）
第27条　この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第４章　雑則
（調査等）
第28条　厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。
２　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
３　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）
第29条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
２　前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（公表）
第30条　厚生労働大臣は、第５条から第７条まで、第９条第１項から第３項まで、第11条第１項、第11条の２第１項、第12条及び第13条第１項の規定に違反している事業主に対し、前条第１項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（船員に関する特例）
第31条　船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第６条第１項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第４条第１項並びに同条第４項及び第５項（同条第６項、第10条第２項、第11条第３項、第11条の２第３項及び第13条第３項において準用する場合を含む。）、第10条第１項、第11条第２項、第11条の２第２項、第13条第２項並びに前３条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第４条第４項（同条第６項、第10条第２項、第11条第３項、第11条の２第３項及び第13条第３項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第６条第２号、第７条、第９条第３項、第11条の２第１項、第12条及び第29条第２項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第９条第３項中「労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第２項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和22年法律第100号）第87条第１項又は第２項の規定によって作業に従事しなかったこと」と、第11条の２第１項中「労働基準法第65条第１項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第２項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第87条第１項又は第２項の規定によって作業に従事しなかったこと」と、第17条第１項、第18条第１項及び第29条第２項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第18条第１項中「第６条第１項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第21条第３項のあっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。
２　前項の規定により読み替えられた第18条第１項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第19条から第27条までの規定は、適用しない。
３　前項の調停の事務は、３人の調停員で構成する合議体で取り扱う。
４　調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。
５　第20条から第27条までの規定は、第２項の調停について準用する。この場合において、第20条から第23条まで及び第26条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第21条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第26条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第27条中「この節」とあるのは「第31条第３項から第５項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（適用除外）
第32条　第２章第１節及び第３節、前章、第29条並びに第30条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第２章第２節の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第２条第２号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和22年法律第85号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第２条第５項に規定する隊員に関しては適用しない。

第５章　罰則
第33条　第29条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附　則　抄
（施行期日）
１　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和58年12月２日法律第78号）
１　この法律（第１条を除く。）は、昭和59年７月１日から施行する。
２　この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附　則　（昭和 60 年６月１日法律第 45 号）　抄
（施行期日）
第１条　この法律は、昭和 61 年４月１日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第 19 条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第 20 条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、第１条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第２条の規定による改正後の労働基準法第６章の２の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成３年５月 15 日法律第 76 号）　抄
（施行期日）
第１条　この法律は、平成４年４月１日から施行する。

附　則　（平成７年６月９日法律第 107 号）　抄
（施行期日）
第１条　この法律は、平成７年 10 月１日から施行する。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第９条　この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第 30 条及び第 31 条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。
２　この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第２条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第34条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を労働大臣に行い、労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

附　則　（平成９年６月 18 日法律第 92 号）　抄
（施行期日）
第１条　この法律は、平成 11 年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
⑴　第１条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第３条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第５条、第６条、第７条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第３条、第６条、第７条、第 10 条及び第 14 条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定　公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日
⑵　第１条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第 26 条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定（「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。）、同法第 27 条の改正規定（「講ずるように努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に２項を加える部分に限る。）、同法第 34 条の改正規定（「及び第 12 条第２項」を「、第 12 条第２項及び第 27 条第３項」に改める部分、「第 12 条第１項」の下に「、第 27 条第２項」を加える部分及び「第 14 条及び」を「第 14 条、第 26 条及び」に改める部分に限る。）及び同法第 35 条の改正規定、第３条中労働基準法第 65 条第１項の改正規定（「10 週間」を「14 週間」に改める部分に限る。）、第７条中労働省設置法第５条第 41 号の改正規定（「が講ずるように努めるべき措置についての」を「に対する」に改める部分に限る。）並びに附則第５条、第 12 条及び第 13 条の規定並びに附則第 14 条中運輸省設置法（昭和 24 年法律第 157 号）第４条第１項第 24 号の２の３の改正規定（「講ずるように努めるべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。）平成 10 年４月１日

（罰則に関する経過措置）
第２条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成 11 年７月 16 日法律第 87 号）　抄
（施行期日）
第１条　この法律は、平成 12 年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
⑴　第１条中地方自治法第 250 条の次に５条、節名並びに２款及び款名を加える改正規定（同法第 250 条の９第１項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第 40 条中自然公園法附則第９項及び第 10 項の改正規定（同法附則第 10 項に係る部分に限る。）、第 244 条の規定（農業改良助長法第 14 条の３の改正規定に係る部分を除く。）並びに第 472 条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第６条、第８条及び第 17 条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第７条、第 10 条、第 12 条、第 59 条ただし書、第 60 条第４項及び第５項、第 73 条、第 77 条、第 157 条第４項から第６項まで、第 160 条、第 163 条、第 164 条並びに第 202 条の規定　公布の日

（新地方自治法第 156 条第４項の適用の特例）
第 122 条　第 375 条の規定による改正後の労働省設置法の規定による都道府県労働局（以下「都道府県労働局」という。）であって、この法律の施行の際第 375 条の規定による改正前の労働省設置法の規定による都道府県労働基準局の位置と同一の位置に設けられているものについては、新地方自治法第 156 条第４項の規定は、適用しない。

（職業安定関係地方事務官に関する経過措置）
第 123 条　この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第８条に規定する職員（労働大臣又はその委任を受けた者により任命された者に限る。附則第 158 条において「職業安定関係地方事務官」という。）である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の都道府県労働局の職員となるものとする。

（地方労働基準審議会等に関する経過措置）
第 124 条　この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による地方労働基準審議会、地方職業安定審議会、地区職業安定審議会、地方最低賃金審議会、地方家内労働審議会及び機会均等調停委員会並びにその会長、委員その他の職員は、相当の都道府県労働局の相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。

（国等の事務）
第 159 条　この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第 161 条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）
第 160 条　この法律（附則第１条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第 163 条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この

条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第２条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

２　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第 161 条　施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

２　前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第２条第９項第１号に規定する第１号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第 162 条　施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第 163 条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 164 条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

２　附則第 18 条、第 51 条及び第 184 条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第 250 条　新地方自治法第２条第９項第１号に規定する第１号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第１に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第 251 条　政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第 252 条　政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（平成 11 年７月 16 日法律第 104 号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。

附　則　（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律（第２条及び第３条を除く。）は、平成 13 年１月６日から施行する。

附　則　（平成 13 年７月 11 日法律第 112 号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成 13 年 10 月１日から施行する。

附　則　（平成 13 年 11 月 16 日法律第 118 号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成 14 年５月 31 日法律第 54 号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成 14 年７月１日から施行する。

（経過措置）

第28条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第29条　この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第30条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成 14 年７月 31 日法律第 98 号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第１章第１節（別表第１から別表第４までを含む。）並びに附則第 28 条第２項、第 33 条第２項及び第３項並びに第 39 条の規定　公布の日

（罰則に関する経過措置）

第38条　施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 39 条　この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成 18 年６月 21 日法律第 82 号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成19年４月１日から施行する。ただし、附則第７条の規定は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 62 号）中社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第２条第１項第１号の４の改正規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）
第２条　この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）第６条第１項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に係属している同法第５条第１項のあっせんに係る紛争については、第１条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第 16 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（時効の中断に関する経過措置）
第３条　この法律の施行の際現に委員会に係属している第１条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第14条第１項の調停に関し当該調停の目的となっている請求についての新法第24条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）
第４条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）
第５条　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、新法及び第２条の規定による改正後の労働基準法第64条の２の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成 20 年５月２日法律第 26 号）　抄
（施行期日）
第１条　この法律は、平成 20 年 10 月１日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第６条　この法律の施行前にした行為及び前条第４項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第７条　附則第２条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第９条　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成 24 年６月 27 日法律第 42 号）　抄
（施行期日）
第１条　この法律は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則　（平成 26 年６月 13 日法律第 67 号）　抄
（施行期日）
第１条　この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1)　附則第 14 条第２項、第 18 条及び第 30 条の規定　公布の日

（処分等の効力）
第28条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）
第29条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）
第 30 条　附則第３条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附　則　（平成 28 年３月 31 日法律第 17 号）　抄
（施行期日）
第１条　この法律は、平成29年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1)　第７条の規定並びに附則第 13 条、第 32 条及び第 33 条の規定　公布の日

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）
第 11 条　この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）第６条第１項の紛争調整委員会又は同法第21条第１項の規定により読み替えて適用する同法第５条第１項の規定により指名するあっせん員に係属している同項のあっせんに係る紛争については、第５条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第16条及び第８条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 52 条の３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第13条　附則第１条第１号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）
第 14 条　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、第５条、第６条及び第８条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）
第 33 条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

5　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年4月 13 日法律第 31 号

目次

前文
第１章　総則（第１条・第２条）
第１章の２　基本方針及び都道府県基本計画等（第２条の２・第２条の３）
第２章　配偶者暴力相談支援センター等（第３条―第５条）
第３章　被害者の保護（第６条―第９条の２）
第４章　保護命令（第 10 条―第 22 条）
第５章　雑則（第 23 条―第 28 条）
第５章の２　補則（第 28 条の２）
第６章　罰則（第 29 条・第 30 条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第１章　総則

（定義）

第１条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の２において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第２条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第１章の２　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第２条の２　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第５項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第１項及び第３項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第１項の都道府県基本計画及び同条第３項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

⑴　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

⑵　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

⑶　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第２条の３　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

⑴　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

⑵　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

⑶　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第２章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第３条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

２　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

３　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

⑵　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

⑶　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第６号、第５条及び第８条の３において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

⑷　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
⑸　第４章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
⑹　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

４　前項第３号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

５　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第４条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第５条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第３章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第６条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

３　刑法（明治 40 年法律第 45 号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前２項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

４　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第７条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第３条第３項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第８条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第８条の２　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第 15 条第３項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第８条の３　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第９条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第９条の２　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第４章　保護命令

（保護命令）

第 10 条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第 12 条第１項第２号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第３号及び第４号並びに第 18 条第１項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第２号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

⑴　命令の効力が生じた日から起算して６月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
⑵　命令の効力が生じた日から起算して２月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

２　前項本文に規定する場合において、同項第１号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

⑴　面会を要求すること。
⑵　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
⑶　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

⑷　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
⑸　緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前６時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
⑹　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
⑺　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
⑻　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

３　第１項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第 12 条第１項第３号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第１項第１号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

４　第１項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第１項第４号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第１項第１号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

５　前項の申立ては、当該親族等（被害者の 15 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第 11 条　前条第１項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

２　前条第１項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
⑴　申立人の住所又は居所の所在地
⑵　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第 12 条　第 10 条第１項から第４項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
⑴　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
⑵　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
⑶　第 10 条第３項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
⑷　第 10 条第４項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
⑸　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

２　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第５号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第１号から第４号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 58 条の２第１項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第 13 条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第 14 条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

２　申立書に第12条第１項第５号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

３　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第 15 条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

２　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

３　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

４　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第１項第５号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当

該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが２以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
５　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）
第 16 条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
２　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
３　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
４　前項の規定により第１０条第１項第１号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第２項から第４項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
５　前２項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
６　抗告裁判所が第１０条第１項第１号の規定による命令を取り消す場合において、同条第２項から第４項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
７　前条第４項の規定による通知がされている保護命令について、第３項若しくは第４項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
８　前条第３項の規定は、第３項及び第４項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）
第 17 条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第１項第１号又は第２項から第４項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して３月を経過した後において、同条第１項第２号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して２週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
２　前条第６項の規定は、第 10 条第１項第１号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
３　第 15 条第３項及び前条第７項の規定は、前２項の場合について準用する。

（第 10 条第１項第２号の規定による命令の再度の申立て）
第 18 条　第 10 条第１項第２号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して２月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
２　前項の申立てをする場合における第１２条の規定の適用については、同条第１項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第１号、第２号及び第５号に掲げる事項並びに第 18 条第１項本文の事情」と、同項第５号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第１号及び第２号に掲げる事項並びに第 18 条第１項本文の事情」と、同条第２項中「同項第１号から第４号までに掲げる事項」とあるのは「同項第１号及び第２号に掲げる事項並びに第 18 条第１項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）
第 19 条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）
第２０条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第２項（第 18 条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）
第 21 条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成８年法律第 109 号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）
第 22 条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第５章　雑則
（職務関係者による配慮等）
第 23 条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）
第 24 条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）
第 25 条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）
第 26 条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）
第 27 条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
⑴　第３条第３項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
⑵　第３条第３項第３号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第４項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

⑶　第４条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
⑷　第５条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市は、第４条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第 28 条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第１項の規定により支弁した費用のうち、同項第１号及び第２号に掲げるものについては、その 10 分の５を負担するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の５以内を補助することができる。

⑴　都道府県が前条第１項の規定により支弁した費用のうち、同項第３号及び第４号に掲げるもの
⑵　市が前条第２項の規定により支弁した費用

第５章の２　補則

（この法律の準用）

第 28 の２　第２条及び第１章の２から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の２に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第２条	被害者	被害者（第 28 条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第６条第１項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第１項から第４項まで、第 11 条第２項第２号、第 12 条第１項第１号から第４号まで及び第 18 条第１項	配偶者	第 28 条の２に規定する関係にある相手
第 10 条第１項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の２に規定する関係を解消した場合

第６章　罰則

第 29 条　保護命令（前条において読み替えて準用する第 10 条第１項から第４項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、１年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条　第 12 条第１項（第 18 条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 28 条の２において読み替えて準用する第 12 条第１項（第 28 条の２において準用する第 18 条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。ただし、第２章、第６条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第７条、第９条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第２７条及び第 28 条の規定は、平成 14 年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　平成 14 年３月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第１項第４号並びに第 14 条第２項及び第３項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第３条　この法律の規定については、この法律の施行後３年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則（平成 16 年６月２日法律第 64 号）

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第２条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

２　旧法第 10 条第２号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条第１項第２号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第 18 条第１項の規定の適用については、同項中「２月」とあるのは、「２週間」とする。

（検討）

第３条　新法の規定については、この法律の施行後３年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　抄（平成 19 年７月 11 日法律第 113 号）

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第２条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則　抄（平成 25 年７月３日法律第 72 号）

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

附　則　抄（平成 26 年4月 23 日法律第 28 号）

（施行期日）
第１条　この法律は、平成 27 年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
１　第１条中次世代育成支援対策推進法附則第２条第１項の改正規定並びに附則第４条第１項及び第２項、第 14 条並びに第 19 条の規定　公布の日
２　第２条並びに附則第３条、第７条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定　平成 26 年 10 月１日

（政令への委任）
第 19 条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

6　海津市男女共同参画推進条例

平成 20 年3月 24 日
条例第7号

目次
前文
第１章　総則（第１条―第 10 条）
第２章　基本的施策等（第 11 条―第 18 条）
第３章　男女共同参画推進審議会（第 19 条―第 22 条）
第４章　雑則（第 23 条）
附則

先人の汗と知恵によって築かれた本市は、大都市近郊という地理的優位性などから田園都市として発展してきた。また、養老山地の山なみと木曽三川の雄大な流れに育まれ、地域のコミュニティ活動も活発である。

しかしながら、古くからの社会の慣行やしきたりの中で、「男は仕事、女は家庭」の言葉に代表される固定的な性別役割分担意識も根強く残っている。

一方、少子高齢化の進展をはじめとする急速な社会情勢の変化に伴い、人それぞれが多様な生き方を選択する時代を迎え、家族や地域など性別にかかわらず、主体的に行動し、新しい仕組みをつくっていくことが、緊急かつ重要な課題である。

こうした状況を踏まえ、真に豊かで活力ある海津市を築いていくためには、男女が、これまでの役割にとらわれず、個人としての能力を十分発揮して、社会のあらゆる分野において対等に参画することができる男女共同参画社会を形成していくことが必要である。

ここに、私たちは、男女共同参画を推進する取組を総合的かつ計画的に推進し、市、市民及び事業者の協働により、「女（ひと）と男（ひと）がともに輝くまちづくり」の実現を目指し、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）
第１条　この条例は、男女共同参画の推進に関して、その基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある海津市の実現を図ることを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（1）　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
（2）　積極的格差改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
（3）　事業者　市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
（4）　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動により相手方の心身に不快感、苦痛を与え相手の生活環境を害すること、又は相手に不利益を与えることをいう。
（5）　ドメスティック・バイオレンス　配偶者、恋人等の間における身体的、心理的、性的、経済的等の暴力的行為をいう。

（基本理念）
第３条　男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。
（1）　男女があらゆる分野において、性別による差別的取扱いを受けることなく、個性及び能力が十分に発揮できる機会が確保され、人権が尊重されること。
（2）　男女が社会における活動を選択する際に、性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないよう配慮されること。
（3）　市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に男女が社会の対等な構成員として、参画する機会が確保されること。
（4）　家庭を構成する男女が、相互の協力と社会支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と地域及び職場における活動その他の活動に対等に参画することができること。

（目指すべき姿）
第４条　市、市民及び事業者は、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次の各号に掲げる事項を目指すべき姿とし、その推進に努めるものとする。
（1）　家庭においては、家族一人ひとりが個性を尊重し、互いに家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活において協力するとともに、地域及び職場における活動と両立することができ、それぞれが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく生き方を選択できること。
（2）　地域においては、固定的な性別役割分担意識やそれに伴う慣習や社会通念にとらわれず、男女が差別なく活動に参加できること。
（3）　職場においては、募集、採用、配置、賃金、昇進等において、性別による格差がなく、方針の立案、決定及び実施に等しく参画する機会が確保されるとともに、男女が共にゆとりをもって仕事及び家庭生活並びに地域活動が両立できること。
（4）　学校をはじめとする、あらゆる教育や保育の場においては、人権が尊重され、性別にとらわれることなく、個性及び能力が大切にされる教育が行われること。
（5）　その他、あらゆる場において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず男女が協働する社会が推進されること。

（市の責務）
第５条　市は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
２　市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
３　市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）
第６条　市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進を図るよう努めなければならない。
２　市民は、男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）
第７条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に取組むよう努めなければならない。
２　事業者は、男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（市、市民及び事業者の協働）
第８条　市、市民及び事業者は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により、男女共同参画の推進を協働して行うものとする。

（性別による権利侵害の禁止）
第９条　すべての人は、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる場において、次に掲げる行為を行ってはならない。
（1）　性別を理由とする差別的取扱い
（2）　セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等人権侵害行為

（公衆に表示する情報に関する留意事項）
第 10 条　すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力等を助長し、又は連想させる表現その他不必要な性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第２章　基本的施策等
（男女共同参画プラン）
第 11 条　市は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「男女共同参画プラン」という。）を策定するものとする。
2　市長は、男女共同参画プランを策定しようとするときは、広く市民の意見を反映するよう適切な措置を講ずるとともに、海津市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。
3　市長は、男女共同参画プランを策定したときは、速やかに公表するものとする。
4　前２項の規定は、男女共同参画プランの変更について準用する。

（積極的格差改善措置）
第 12 条　市は、市の附属機関等における委員を委嘱又は任命するときは、積極的格差改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。
2　市は、政策を策定し、又は実施する場合には、男女共同参画に配慮しなければならない。

（情報の収集及び分析）
第 13 条　市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

（広報活動等）
第 14 条　市は、男女共同参画の推進について市民及び事業者の理解を深めるために、広報活動の充実その他の適切な措置を講ずるものとする。

（学習のための支援）
第 15 条　市は、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育及び市民の学習活動において、男女共同参画に関する教育及び学習を促進するための適切な措置を講ずるものとする。

（推進体制の整備）
第 16 条　市は、男女共同参画の推進に関する施策について円滑かつ総合的に推進するため、庁内組織の充実、強化に努めるものとする。

（苦情等への対応）
第 17 条　市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、海津市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。
2　市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出があったときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

（年次報告）
第 18 条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第３章　男女共同参画推進審議会
（設置）
第 19 条　男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、海津市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2　審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査、審議及び答申するものとする。
（1）　男女共同参画プランの策定及び変更に関する事項
（2）　前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項
3　審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進について、市長に意見を述べることができる。

（組織）
第 20 条　審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
2　男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の４未満であってはならない。

（委員）
第 21 条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（1）　学識経験者
（2）　関係機関・団体の代表
（3）　事業者の代表
（4）　公募市民
（5）　その他、市長が適当と認める者
2　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3　委員は、再任することができる。

（審議会の運営等）
第 22 条　前３条に定めるもののほか、審議会の運営等について必要な事項は、規則で定める。

第４章　雑則
（委任）
第 23 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この条例は、平成 20 年４月１日から施行する。

7　海津市男女共同参画行政推進委員会設置要綱

平成 18 年３月 22 日
訓令甲第６号
改正　平成 19 年３月 23 日訓令甲第３号
平成 21 年３月 31 日告示第 32 号
平成 22 年３月 31 日訓令甲第 13 号
平成 26 年３月 17 日訓令甲第５号

（目的及び設置）
第１条　海津市男女共同参画プランの策定を総合的に推進するため、庁内に海津市男女共同参画行政推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
（1）　海津市男女共同参画プランの策定推進に関すること。
（2）　その他目的を達成するために必要な事項。

（組織）
第３条　推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
２　委員長は、副市長をもって充てる。
３　委員は、海津市部局長会議等規程（平成 20 年海津市訓令甲第３号）第２条第１項に定める者のうち、市長、副市長を除く者をもって充てる。

（委員長の職務及びその代理）
第４条　委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。
２　委員長に事故あるときは、総務部長がその職務を代理する。

（会議の招集）
第５条　推進委員会の会議は、委員長が招集する。

（幹事）
第６条　推進委員会に幹事を置く。
２　幹事は、海津市部局長会議等規程（平成 20 年海津市訓令甲第３号）第３条第１項に定める者をもって充てる。
３　幹事は、幹事会を構成し、推進委員会の所掌する事務の推進に当たる。
４　幹事会の会議は、市民環境部長が招集し、これを主宰する。

（プロジェクト委員）
第７条　推進委員会は海津市男女共同参画プラン策定を推進するにあたりプロジェクト委員を置く。
２　プロジェクト委員は、関係部課長等の承諾を得て、市民環境部長が指名する者をもって充てる。
３　プロジェクト委員会は、市民活動推進課長が招集し、これを主宰する。

（庶務）
第８条　推進委員会の庶務は、市民活動推進課において処理する。

（委員長への委任）
第９条　この訓令に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
この訓令は、平成 18 年４月１日から施行する。
附　則（平成 19 年３月 23 日訓令甲第３号）
この訓令は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則（平成 21 年３月 31 日告示第 32 号）

この要綱は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則（平成 22 年３月 31 日訓令甲第 13 号）

この訓令は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（平成 26 年３月 17 日訓令甲第５号）

この訓令は、平成 26 年４月１日から施行する。

8　平成 28 年度行政推進委員会委員名簿

	職　　名	備　　考
1	副市長	委員長
2	教育長	
3	総務部長兼選挙管理委員会事務局長	
4	市民環境部長	事務局
5	健康福祉部長	
6	産業経済部長	
7	建設水道部長	
8	危機管理監	
9	議会事務局長	
10	会計管理者	
11	教育委員会事務局長	
12	消防長	
13	監査委員事務局長	
14	農業委員会事務局長	
15	健康福祉部次長兼保険医療課長	
16	健康福祉部次長兼サンリバーはつらつ事務長	
17	教育委員会事務局次長兼スポーツ課長	
18	産業経済部次長兼企業誘致担当課長	
19	市民環境部次長兼市民活動推進課長	事務局

【参考】
※海津市男女共同参画行政推進委員会委員構成は、下記の根拠により選任。
　海津市男女共同参画行政推進委員会設置要綱　第３条第３項
　・海津市部局長会議等規定(平成 20 年度海津市訓令甲第３号)第２条第１項

９　平成 28 年度行政推進委員会幹事会委員名簿

	所　属　課
1	総務部長
2	市民環境部長
3	企画財政課長
4	社会福祉課長
5	農林振興課長
6	上下水道課長
7	市民課長
8	危機管理課長
9	消防次長
10	教育総務課長

【参考】
※海津市男女共同参画行政推進委員会幹事会委員構成は、下記の根拠により選任。
　海津市男女共同参画行政推進委員会設置要綱　第６条第２項
　・海津市部局長会議等規定(平成 20 年度海津市訓令甲第３号)第３条第１項

10　海津市男女共同参画推進審議会規則

平成 20 年３月 24 日
規則第 18 号
改正　平成 26 年３月 17 日規則第６号

（趣旨）
第１条　この規則は、海津市男女共同参画推進条例(平成 20 年海津市条例第７号)第 22 条の規定に基づき、海津市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）
第２条　審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第３条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。
２　審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又はその意見を聴くことができる。

（部会）
第４条　審議会は、専門的事項に関して審議するため部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員は、委員のうちからその都度会長が指名する。

（庶務）
第５条　審議会の庶務は、市民活動推進課において処理する。

（その他）
第６条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則
この規則は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則(平成 26 年３月 17 日規則第６号)
この規則は、平成 26 年４月１日から施行する。

11 平成 27 年度海津市男女共同参画推進審議会委員名簿

	役　　職	氏　　名
1	海津市小中学校校長会	末松 桂子
2	海津市自治連合会	宮脇 信幸
3	海津市人権擁護委員	水谷 敬子
4	海津市民生委員児童委員協議会	安部 美奈子
5	海津市商工会女性部	林　みち代
6	海津市食生活改善協議会	松永 光子
7	海津市高須生活学校	加藤　佳余子
8	海津市ボランティア連絡協議会	下田　博暉
9	海津市４Ｈクラブ	福島 一輝
10	海津市保育協会	徳永 智也
11	岐阜県女性農業経営アドバイザー	伊藤　すみれ
12	海津市消防団	森 清実
13	公募市民	伊藤　義美
14	公募市民	梶井　優子
15	学識経験者・アドバイザー	度会 さち子

12 平成 28 年度海津市男女共同参画推進審議会委員名簿

	役　　職	氏　　名
1	海津市小中学校校長会	小林 美雪
2	海津市自治連合会	宮脇 信幸
3	海津市人権擁護委員	水谷 敬子
4	海津市民生委員児童委員協議会	安部 美奈子
5	海津市商工会女性部	林 みち代
6	海津市食生活改善協議会	松永 光子
7	海津市高須生活学校	武藤 久子
8	海津市ボランティア連絡協議会	安達 清俊
9	海津市４Ｈクラブ	福島 一輝
10	海津市保育協会	徳永 智也
11	岐阜県女性農業経営アドバイザー	水谷 真由美
12	海津市消防団	山本 欣也
13	公募委員	小野 博由
14	公募委員	河合 久美子
15	学識経験者・アドバイザー	度会 さち子

第３次海津市男女共同参画プラン

発 行 年 月 ：平成２９年３月

発　　行：海津市

編　　集：市民環境部　市民活動推進課

〒503-0695　岐阜県海津市海津町高須 515

電　話：０５８４－５３－３１９４（直通）

ＦＡＸ：０５８４－５３－１５９８

海津市マスコットキャラクター
かいづっち